令　和　８　年　第　４　回
箕面市教育委員会定例会
議案書

令和８年４月３０日

午後３時

箕面市役所本館３階委員会室

箕　面　市　教　育　委　員　会

令和８年第４回箕面市教育委員会定例会

日程	議案番号	付議案件
第　１		会議録署名委員の指定
第　２		教育長報告
第　３	議案第４４号	箕面市いじめ防止基本方針改定の件
第　４	議案第４５号	箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件
第　５	議案第４６号	箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱制定の件
第　６	報告第１３号	市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則改正の件
第　７	報告第１４号	箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則改正の件
第　８	報告第１５号	箕面市学校給食費の取扱いに関する規則改正の件
第　９	報告第１６号	箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱改正の件
第　１０	報告第１７号	長期休暇中における箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱改正の件
第　１１	報告第１８号	受験生の箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱制定の件
第　１２	報告第１９号	箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱改正の件
第　１３	報告第２０号	箕面市学校給食弁当代替者補助金交付要綱制定の件
第　１４	報告第２１号	箕面市地域子育て相談機関の設置及び運営に関する要綱制定の件
第　１５	報告第２２号	箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件
第　１６	報告第２３号	箕面市私立幼稚園補助金交付要綱改正の件

第　１７	報告第２４号	箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
第　１８	報告第２５号	箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
第　１９	報告第２６号	箕面市森町保育送迎ステーション事業実施要綱改正の件
第　２０	報告第２７号	箕面市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱制定の件
第　２１	報告第２８号	箕面市認可保育施設多子世帯保育料補助金交付要綱制定の件
第　２２	報告第２９号	箕面市認可保育施設等指導監査実施要綱制定の件
第　２３	報告第３０号	令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規則の整理等に関する規則制定の件
第　２４	報告第３１号	箕面市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定の件
第　２５	報告第３２号	令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規程の整理等に関する規程制定の件
第　２６	報告第３３号	箕面市立学校施設開放事業実施要綱改正の件
第　２７	報告第３４号	箕面市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する要綱廃止の件
第　２８	報告第３５号	箕面市教育支援センター設置要綱改正の件
第　２９	報告第３６号	箕面市教育支援センター設置要綱改正の件
第　３０	報告第３７号	箕面市教科書センター設置要綱改正の件
第　３１	報告第３８号	箕面市子育て短期支援事業実施要綱改正の件
第　３２	報告第３９号	箕面市助産の実施に関する要綱改正の件
第　３３	報告第４０号	箕面市母子保護の実施に関する要綱改正の件
第　３４	報告第４１号	箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件

第　３５	報告第４２号	箕面市子ども活動支援事業実施要綱改正の件
第　３６	報告第４３号	箕面市立図書館の図書等の予約及びリクエストに関する取扱要綱廃止の件
第　３７	報告第４４号	箕面市人権教育推進会議開催要綱改正の件
第　３８	報告第４５号	箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件
第　３９	報告第４６号	箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程改正の件
第　４０	報告第４７号	箕面市保育の利用に関する要綱改正の件
第　４１	報告第４８号	箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱改正の件
第　４２	報告第４９号	箕面市定期予防接種再接種費用自己負担金助成要綱改正の件
第　４３	報告第５０号	箕面市産後ケア事業実施要綱改正の件
第　４４	報告第５１号	箕面市学校給食献立検討委員会設置要綱改正の件
第　４５	報告第５２号	箕面市立図書館の電子書籍等の利用に関する要綱廃止の件
第　４６	報告第５３号	箕面市保育士宿舎借上支援事業補助金交付要綱改正の件
第　４７	報告第５４号	箕面市妊婦健康診査の実施等に関する要綱改正の件
第　４８	報告第５５号	箕面市産婦健康診査の実施等に関する要綱改正の件
第　４９	報告第５６号	箕面市新生児聴覚検査の実施等に関する要綱改正の件
第　５０	報告第５７号	箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件
第　５１	報告第５８号	箕面山ニホンザル保護管理専門員に関する要綱廃止の件
第　５２	報告第５９号	箕面市賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱廃止の件

第　５３	報告第６０号	箕面市支援保育・教育実施要綱改正の件
第　５４	報告第６１号	箕面市子どもセンター設置要綱改正の件
第　５５	報告第６２号	箕面市立保育所、認定こども園及び幼稚園における保育室内カメラの設置、管理及び運用に関する要綱改正の件
第　５６	報告第６３号	箕面市医療的ケア児等支援連絡会議設置要綱改正の件
第　５７	報告第６４号	箕面市養育支援訪問事業実施要綱改正の件
第　５８	報告第６５号	箕面市子育て世帯訪問支援事業実施要綱改正の件
第　５９	報告第６６号	箕面市乳児一般（一か月児）健康診査の実施等に関する要綱改正の件
第　６０	報告第６７号	箕面市見守りおむつ定期便事業実施要綱改正の件
第　６１	報告第６８号	箕面市出産・子育て応援事業実施要綱改正の件
第　６２	報告第６９号	箕面市ぴよぴよサポート事業（産前産後ヘルパー派遣）に関する要綱改正の件
第　６３	報告第７０号	箕面市若者支援地域会議開催要綱改正の件
第　６４	報告第７１号	箕面市不妊・不育治療費等助成金交付要綱改正の件
第　６５	報告第７２号	箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱廃止の件
第　６６	報告第７３号	令和７年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件
第　６７	議案第４７号	箕面市奨学生選考委員会委員任命の件
第　６８	報告第７４号	箕面市教育委員会人事発令の件
第　６９	報告第７５号	箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員任命の件
第　７０	報告第７６号	箕面市立幼保連携型認定こども園の学校歯科医委嘱の件

第　７１	報告第７７号	保育・幼児教育サポーター任命の件
第　７２	報告第７８号	箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

教 育 長 報 告

教育委員会活動報告

1 教育委員会委員

月	日	曜日	所管行事	場所	概要
3	12	木	教育委員会協議	別館6階教育委員会室	
			令和8年第3回教育委員会定例会	本館3階委員会室	
3	13	金	卒業式（中学校・小中一貫校）	各中学校及び各小中一貫校	
3	17	火	令和7年度第3回箕面市総合教育会議	本館2階特別会議室	
3	18	水	卒業式（小学校）	各小学校	
3	19	木	卒園式（幼稚園）	各幼稚園	
			修了証書授与式（認定こども園）	かやのこども園	
3	27	金	教育委員会協議	本館2階特別会議室	
			令和8年第1回教育委員会臨時会		
4	1	水	入園式（認定こども園）	かやのこども園	
4	2	木	教育委員会協議	別館6階教育委員会室	
4	7	火	入学式（小学校・小中一貫校）	各小学校及び各小中一貫校	
4	8	水	入学式（中学校）	各中学校	
4	9	木	校園所長会	本館3階 委員会室	
4	10	金	入園式（幼稚園）	各幼稚園	
4	21	火	教育委員会協議	オンライン	

2 教育長

項目	内容
令和8年第1回 箕面市議会定例会	会期　令和８年２月１９日から３月２６日まで 本会議　第１日：　２月１９日 第２日：　３月　４日 第３日：　３月　５日 第４日：　３月１３日 第５日：　３月２５日 第６日：　３月２６日 文教常任委員会：　３月　９日
一般質問 〈3月25日、3月26日〉	質問項目〈子ども未来創造局〉 ○　AI時代、学校の役割とは何か ○　デジタル教材の活用と今後の教育の在り方について ○　日本語支援が必要な子どもへの支援と共生社会のまちづくり ○　箕面市の平和教育と憲法がいきる社会について ○　箕面市の教育行政の未来について ○　子育てにやさしいまちづくりについて ○　教員採用の現状と課題について
教育行政の課題等	○　大阪府豊能地区教職員人事協議会会議 日時　令和8年3月30日（月）　午後2時～午後4時 場所　豊中市役所　第一庁舎6階　教育委員室 内容　議案審議 令和8年度（2026年度）事業計画について 他4件

	○ 大阪府都市教育長協議会 令和8年度総会・4月定例会 日時 令和8年4月9日（木） 午後3時～午後5時 場所 ホテルアウィーナ大阪 内容 （1）総会 令和7年度会務報告及び教育長異動報告について 他6件 （2）定例会 令和8年度近畿都市教育長協議会定期総会及び研究協議会について 他4件 ○ 令和8年度近畿都市教育長協議会定期総会 日時 令和8年4月23日（木） 午後1時30分～午後8時 24日（金） 午前9時～午前11時55分 場所 都ホテル 尼崎 テーマ『学校へ行く目的を再考する』 ～魅力ある学校づくりを考える～

行事報告

〈学校教育・子育て関係〉

月	日	曜日	所管行事	場所	概要	
3	13	金	卒業式（中学校・小中一貫校）	各市立中学校 各小中一貫校		
			箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会 （全件ケース見直し）	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	24人
3	18	水	卒業式（小学校）	各小学校		
3	19	木	卒園式（幼稚園）	各園		
		木	早期療育事業推進会議	児童発達支援センター会議室	要フォロー児の検討 他	12人
		木	修了証書授与式（認定こども園）	かやのこども園		
3	24	火	修了式（小学校・中学校・小中一貫校）	各小学校 各中学校 各小中一貫校		
		火	修了式（幼稚園、認定こども園）	各園・かやのこども園		
		火	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会 （新規ケース）	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	24人
3	25	水	保育証書授与式（保育所）	各所		
4	1	水	入所式（保育所）	各所		
			入園式（認定こども園）	かやのこども園		

4	7	火	入学式（小学校・小中一貫校）	各小学校 各小中一貫校		
4	8	水	入学式（中学校）	各中学校		
			始業式（小学校・中学校・小中一貫校）	各小学校 各中学校 各小中一貫校		
			園長会（幼稚園・認定こども園）	別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・令和8年度の取り組み等について	4人
			所長会（保育所・認定こども園）	別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・保育運営確認事項について	5人
			園所長会	別館2階厚生室	・事務連絡 ・新体制について ・役割分担等について ・研修計画について ・会議体制について	8人
4	9	木	校長経営会議	本館3階委員会室	・学校教育部長挨拶 ・学校に対する指導・助言事項　他	26人
			校園所長会	本館3階委員会室	・市長挨拶 ・教育長挨拶 ・校長自己紹介 ・事務局紹介　他	65人
4	10	金	入園式（幼稚園）	各園		
			始業式（幼稚園・認定こども園）	各園・かやのこども園		
4	13	月	教頭運営会議	本館3階委員会室	・教育長挨拶 ・教頭自己紹介 ・事務局紹介　他	50人
4	16	木	早期療育事業推進会議	児童発達支援センター会議室	要フォロー児の検討　他	18人
4	23	木	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会（新規ケース）	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	31人

議案第４４号

箕面市いじめ防止基本方針改定の件

箕面市いじめ防止基本方針について、下記のとおり改定する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別添１のとおり

（提案理由）
機構改革に伴い課室名が変更になったため、箕面市いじめ防止基本方針（平成２６年３月箕面市教育委員会作成）の一部改定を提案するものである。

議案第４５号

箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件

箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を下記のとおり改正する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
箕面市立せいなんこども園及び箕面市立とよかわこども園の定員を変更するため、箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（令和５年箕面市教育委員会規則第１４号）の一部改正を提案するものである。

箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年　　月　　日

箕面市教育委員会教育長　渡　部　清　花　印

箕面市教育委員会規則第　　号

箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（令和五年箕面市教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第三号中「百二十五人」を「百四十人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第４６号

箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱制定の件

箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱を下記のとおり制定する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）

幼児教育・保育の無償化制度の対象とならない多様な集団活動を利用する家庭に対する利用料の補助を目的とした交付金の交付にあたり、必要な事項を定めるため、本要綱の制定を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第　　号

子ども未来部長

箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

箕面市教育委員会教育長　渡　部　清　花　印

箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

（目的）

第一条　この要綱は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第五十九条第四号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　対象施設等　在園する全ての満三歳以上の小学校就学前の幼児を対象とする標準的な開所時間が、概ね一日四時間以上八時間未満、週五日以上、年間三十九週以上である施設等のうち別表に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等でないものをいう。

イ　法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設をいう。

ロ　法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。

ハ　法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

ニ　法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設

等（第三条に規定する申請の日が属する年度の前年度五月一日時点において、法第三十条の二に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している満三歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満三歳以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。）をいう。

二　利用料　対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費等対象施設等において提供される便宜に要する費用）の類ではないものをいう。

三　対象幼児　本市の住民のうち、対象施設等を概ね一日四時間以上八時間未満、週五日以上、年間三十九週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満三歳以上の小学校就学前の幼児をいう。

イ　法第十一条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

ロ　法第三十条の二に規定する子育てのための施設等利用給付を受けている者

ハ　企業主導型保育事業を利用している者

四　集団指導　箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うことをいう。

（基準適合審査の申請）

第三条　本事業の対象施設等として教育長の決定を受けようとする施設等の事業者（次条において「申請事業者」という。）は、箕面市地域にお

ける小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（様式第一号）に教育長が必要と認める書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

（対象施設等の決定等）

第四条　教育長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等の基準に適合すると認めたときは、箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（様式第二号）により、対象施設等の基準に適合しないと認めたときは箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準不適合通知書（様式第三号）により、申請事業者に通知するものとする。

（対象施設等の決定の取消し）

第五条　教育長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条の決定を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

（給付金の支給）

第六条　対象幼児の保護者（以下単に「保護者」という。）は、対象施設等を利用し、その利用料を支払ったときは、本事業に係る給付金（以下単に「給付金」という。）の支給を受けることができる。

（給付基準額）

第七条　対象幼児一人当たりの給付基準額は、一月につき、二万円とする。ただし、第四条の決定を受けた日の属する年度の前年度以前、過去三か年の平均月額利用料（十円未満の端数がある場合は切捨て）が二万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

（給付金の額）

第八条　給付金の額は、保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料

と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

（給付金の支給申請等）

第九条　給付金の支給を受けようとする保護者は、箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金支給申請書（様式第四号）に教育長が必要と認める書類を添えて、教育長が定める日までに、教育長に提出しなければならない。

２　対象施設等は、教育長が定める日までに、月ごとの在籍名簿（様式第五号）を教育長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第十条　教育長は、前条第一項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金支給決定兼支払通知書（様式第六号）により、支給しないことを決定したときは箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金支給決定通知書（様式第七号）により、保護者に通知するものとする。

（支給の方法）

第十一条　給付金の支払は、金融機関の預貯金口座への振込により行うものとする。

（支給決定の取消し）

第十二条　教育長は、保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により第十条の決定を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

２　教育長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金支給決定取消通知書（様式第八号）により保護者に通

知する。

（給付金の返還）

第十三条　教育長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係書類の整備）

第十四条　対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して五年間保管しなければならない。

（給付金に関する報告等）

第十五条　教育長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた保護者又は代理人に対し報告を求め、又は調査することができる。

（指導・調査）

第十六条　教育長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施することができる。

2　教育長は、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の調査を行うことができる。

（委任）

第十七条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、訓令の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

別表（第二条関係）

項目	基準の内容
集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満三歳以上満四歳に満たない幼児概ね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児概ね三十人につき一人以上であること。ただし、施設等につき二人を下回ってはならないこと。
集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者の概ね三分の一（集団活動に従事する者が二人の施設等にあっては、一人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。）を修了したもの（一日の利用幼児の数が五人以下の施設等に限る。）であること。
設備（有する場合）	一　集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等内で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。 二　集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり一・六五平方メートル以上であること。 三　必要な遊具、用具等を備えること。
非常災害に対する措置	一　消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 二　非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 三　集団活動室を二階に置く場合には建築基

	準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物（以下この号において「耐火建築物」という。）又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（以下この号において「準耐火建築物」という。）、三階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を二階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、第一号に規定する設備の設置及び前号に規定する訓練に特に留意すること。 四　建物がない場合、活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
集団活動内容	一　幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 二　各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
給食（提供する場合）	幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。
健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。
利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
備える帳簿	職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。
会計処理	一　財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 二　全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 三　財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 四　採用する会計処理の原則及び手続並びに

	計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書

（宛先）箕面市教育委員会教育長

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者　氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第３条の規定に基づき対象施設等の基準適合審査を受けたいので、次のとおり申請します。

１．設置者・施設等に関する事項

設置主体	１．法人 □国立大学法人　□公立大学法人　□学校法人　□社会福祉法人 □株式会社　□ＮＰＯ法人　□その他法人 ２．法人以外 □個人　□任意団体
設置者名	
設置者の所在地等	〒　－　　TEL：　－　－ ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：
代表者名	氏名：　　職名：
施設等の種類	□　児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設 （うち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の有無　□有　□無） （うち、企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無　□有　□無） □　上記以外の施設等
施設等の名称	
施設等の所在地等	〒　－　　TEL：　－　－ ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：
施設等の管理者名	氏名：　　職名：
事業開始年月日	年　月　日

２．運営に関する事項

（１）開園（開校）曜日（開園・開校している曜日全てにレ点を記入）

□日曜日　□月曜日　□火曜日　□水曜日　□木曜日　□金曜日　□土曜日

※施設等が満３歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間を記載すること。（（２）、（３）も同様）

（２）開園（開校）期間　　週／年間

（３）開園（開校）時間　※２４時間表示で記入

曜日	開園・開校時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

（４）利用定員と現員（　　年５月１日時点）（※１）

		０歳児	１歳児	２歳児	３歳児（※３）	４歳児	５歳児	６歳児（就学前）	合計	
定員（※２）										
現員	在住市町村名	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児（※３）	４歳児	５歳児	６歳児（就学前）		
現員　計（A）										
無償化対象現員のうち	在住市町村名	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児（※３）	４歳児	５歳児	６歳児（就学前）		
無償化対象計（B）（※４）										

（A）に対する（B）の割合　B／A（※5）

※１　申請日が属する年度の前年度５月１日時点の数値とすること（（６）の職員の配置も同じ。）。３歳以上の現員（概ね１日４時間以上８時間未満、週５日以上、年間３９週以上利用する幼児のみ）については、付表１で内訳を提出すること。

※２　定員について特に定めが無い場合、施設、設備、職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入すること。

※３　満３歳児の定員・現員数は、「３歳児」欄に記入すること。

※４　３歳以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している子どもの人数を記載すること。

※５　本欄の数値が概ね５０％を上回る施設等は対象施設等とはならないことに留意すること。

（５）利用料金等

		利用料（保育料） ※申請日が属する年度および前３か年の計４か年			
		年額	月額	半期	その他
３歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
４歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
５歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
利用料（保育料）以外の料金 ※申請日が属する年度の年額		総額	入園料	教材費	給食費
		円	円	円	円
			行事費	通園送迎費	（　　）
			円	円	円

（６）職員の配置（＿＿＿＿年５月１日時点）

①園長・施設長　　□常勤　　□非常勤　　＿＿＿人

常勤換算人数（※）　　＿＿＿人

※１日の勤務時間数を８で除した常勤換算後の人数を記入すること。

〔集団活動への従事〕

□従事する（資格等欄にも記入してください）　□従事しない

〔資格等〕

□幼稚園教諭免許　□保育士　□看護師　□准看護師　□基準で定める研修修了者

□その他（　　）

②集団活動従事者

〔資格等別の内訳〕

資格等	常勤	非常勤		合計	
		実人数	常勤換算人数(※)	実人数	常勤換算人数(※)
幼稚園教諭免許					
保育士					
看護師					
准看護師					
基準で定める研修修了者					
その他					
合計					

※1日の勤務時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入すること。

③その他の職員

〔資格等別の内訳〕

資格等	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他（　　）			
その他（　　）			
合計			

（7）施設・設備の現況

	室名	集団活動室	調理室	便所	その他	合計
居室等の設置状況	室数 面積	室 ㎡	室	室 便器　個	室	室 ㎡
屋外遊戯場(園庭)	□有（　　㎡）　□無（付近に代替可能な場所　□有　□無　）					
建物の構造	□鉄骨造　□鉄筋コンクリート造　□れん瓦造　□木造 □その他（　　）					

（８）非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	□有(消防計画：　　年　　月　　日届出、その他の計画(内規等))		□無
防災（避難・消火等）訓練	実施（実施回数　　回／年）		□未実施
集団活動室が２階にある	耐火建築物又は準耐火建築物	□適	□不適
集団活動室が３階以上にある	耐火建築物	□適	□不適
建物がない場合の 非常災害に対する対策	□有（具体的な対策の内容を記載）		□無

（９）健康管理・安全確保

登園・降園時の健康観察	□実施（実施内容を簡潔に記載）		□未実施
健康診断（幼児）	□実施（　　回／年）※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		□未実施
健康診断（職員）	□実施（　　回／年）※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		□未実施
常備している医薬品等	□有（主な医薬品等の種類　　）		□無
安全管理マニュアル	□作成		□未作成
保険加入 □加入 □未加入	**保険の種類**	□賠償責任保険　□傷害保険　□その他（　　）	
	補償の内容		

（添付書類）

・在籍児童内訳（付表１）
・職員一覧（付表２）
・有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
・保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
・施設の平面図（消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入）
・利用案内、パンフレットの類（利用料がわかるものは当該年度分とは別に過去３か年分が必要）
・年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理等が分かる書類、保険会社との契約書類の写し
・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類

付表１

年 ５月１日現在

在籍児童内訳

Ｎｏ	住所	３歳以上の在籍者							保護者		国の無償化対象の有無※該当に○	
		クラス　※該当に○				氏名	フリガナ	生年月日（和暦で記載）	氏名	フリガナ	対象	対象外
		２歳児クラス（満３歳）	３歳児クラス	４歳児クラス	５歳児クラス							
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

※欄が足りない場合は適宜行を追加して記入すること。

付表２

年 ５月１日現在

職員一覧

Ｎｏ	雇用形態	１か月の勤務時間数	職種	氏名	生年月日 （和暦で記載）	保有資格			勤務開始年月日 （和暦で記載）	備考
1		h m								
2		h m								
3		h m								
4		h m								
5		h m								
6		h m								
7		h m								
8		h m								
9		h m								
10		h m								
11		h m								
12		h m								
13		h m								
14		h m								
15		h m								
16		h m								
17		h m								
18		h m								
19		h m								
20		h m								
21		h m								
22		h m								
23		h m								
24		h m								
25		h m								

※１　保育士・幼稚園教諭・看護師・准看護師の有資格者は、資格が確認できる免許証や登録証の写しを添付すること。

※２　欄が足りない場合は適宜行を追加して記入すること。

様式第２号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

箕面市教育委員会教育長

箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした
多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書

年　　月　　日付けで申請がありました箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、審査の結果、基準に適合すると認められるため、箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第４条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の所在地等	
代表者名	
施設等の名称	
決定年月日	
対象幼児の給付基準額	月額　　円　／　幼児１人
備考	

様式第３号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

箕面市教育委員会教育長

箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な
集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準不適合通知書

年　　月　　日付けで申請がありました箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次の理由により不適合となりましたので、箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第４条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の所在地等	
代表者名	
施設等の名称	
不適合の理由	
備考	

様式第４号（第９条関係）

箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした
多様な集団活動事業の利用支援事業給付金支給申請書

年　　月　　日

（宛先）箕面市教育委員会教育長

表記給付金について、次のとおり申請します。なお、申請に当たっては、箕面市教育委員会が、支給決定に必要な範囲内で申請者の幼児が利用する施設等が有する学齢簿の類、徴収金台帳等を閲覧及び調査すること並びに申請内容及び同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定その他の附帯業務のために利用することに同意します。

１．申請者

申請者	フリガナ		申請幼児との続柄	
	氏　名			
	住　所	〒	電話番号	

２．申請幼児

申請幼児	フリガナ		生年月日	
	氏　名			
	住　所	〒		

３．利用した施設等

施設・事業名	
所　在　地	〒
利　用　料	

４．支給申請額

支給申請額	金　　円（　　年　　月　～　　年　　月分）							
対象月	対象施設等に支払った月額利用料	月額基準額	請求額	対象月	対象施設等に支払った月額利用料	月額基準額	請求額	支給申請額の合計
4月				10月				円
5月				11月				
6月				12月				
7月				1月				
8月				2月				
9月				3月				

※上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（領収書等）を添付してください。

５．給付金の振込先

金融機関番号		金融機関名	
支店番号		支店名	
口座番号		預金種目	□ 普通　□ 当座
口座名義（ｶﾀｶﾅ）			

※申請者と口座名義が異なる振込先（対象施設等は不可。）を指定する場合は、必ず下記に署名してください。

私（申請者）は、上記口座名義人に給付金の受取を委任します。

申請者氏名

様式第５号（第９条関係）

月ごとの在籍名簿（在籍施設等におおむね、１日４時間以上８時間未満、週５日以上及び年間３９週以上利用する幼児のみ記載すること。）

施設等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No.※1	歳児クラス※2			幼児名		幼児生年月日	幼児の在籍状況※3											
	３歳	４歳	５歳	カナ	氏名		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		

※１　名簿の順は、歳児クラスごとに幼児名（カナ）の五十音順に記入してください。
※２　「歳児クラス」欄は、該当するクラスに○印を記入してください。
※３　「幼児の在籍状況」欄は、幼児が月初に在籍した場合に、○印を記入してください。

様式第６号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

箕面市教育委員会教育長

箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な
集団活動事業の利用支援事業給付金支給決定兼支払通知書

年　　月　　日付けで申請がありました箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金について、次のとおり支給することを決定しましたので、箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第１０条の規定に基づき通知します。

<table>
<tr><td rowspan="2">申請者（保護者）</td><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請幼児</td><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">支　給　額</td><td>金　　円</td><td>支給対象月</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">支払予定日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第７号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

箕面市教育委員会教育長

箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な
集団活動事業の利用支援事業給付金不支給決定通知書

年　　月　　日付けで申請がありました箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金について、次の理由により不支給となりましたので、箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第１０条の規定に基づき通知します。

申請者（保護者）	氏　　名	
	住　　所	
申請幼児	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日
決定年月日		年　　月　　日
不支給の理由		
備　　考		

様式第８号（第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

箕面市教育委員会教育長

箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な
集団活動事業の利用支援事業給付金支給決定取消通知書

年　　月　　日付けで決定した箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金について、次の理由により取り消しましたので、箕面市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第１２条第２項の規定に基づき通知します。

申請者（保護者）	氏　　名	
	住　　所	
申請幼児	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日
取消年月日		年　　月　　日
取消の理由		
備　　考		

報告第１３号

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則改正の件

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例(昭和３５年箕面市条例第１０号)の改正に伴い、関係規定を整理するため、市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則（平成９年箕面市教育委員会規則第３号）の一部を改正したので、報告するものである。

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　　稔 印

箕面市教育委員会規則第十二号

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則（平成九年箕面市教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三条」を「第五条」に改める。

第五条第一項中「第四条」を「第二条」に改める。

第七条第三項中「第三条」を「第五条」に改める。

第九条中「第五条」を「第三条」に改める。

別表中「ただし、」を「（ただし、」に改める。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

報告第１４号

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則改正の件

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
附属機関等の委員等の報酬の額を改定するため、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則（令和元年箕面市教育委員会規則第８号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月　　日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　　稔 印

箕面市規則第　　号

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則（令和元年箕面市教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「八、三〇〇円」を「九、二〇〇円」に改める。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

報告第１５号

箕面市学校給食費の取扱いに関する規則改正の件

箕面市学校給食費の取扱いに関する規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
令和８年４月から学校給食費を無償化するため、箕面市学校給食費の取扱いに関する規則（令和２年箕面市教育委員会規則第９号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年　月　日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

箕面市教育委員会規則第　号

箕面市学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

箕面市学校給食費の取扱いに関する規則（令和二年箕面市教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　生徒　学校教育法第十八条に規定する学齢生徒のうち市が設置する学校に在籍する者をいう。

第四条の二第一項中「令和五年十二月分から令和六年十一月分まで」を「令和六年十二月分から令和七年十一月分まで」に改める。

第五条第一項中「児童等の学校給食費は、その保護者が負担し、」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

児童等の学校給食費は、市が負担するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保護者が負担するものとする。

一　保護者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十三条の規定による教育扶助を受けている場合

二　保護者（支援学級に在籍する生徒の保護者に限る。）が、学校給食費

に関する給付（学校教育法第十九条の規定による援助として支給されるものを除く。）を受けている場合

第六条第一項中「保護者」を「前条第二項各号のいずれかに該当する保護者（以下「自己負担保護者」という。）」に改め、同条第三項中「保護者」を「自己負担保護者」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

保護者は、その保護する児童等が食物アレルギー又は疾病、宗教（以下「食物アレルギー等」という。）のいずれかの理由により毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間、学校給食の全部を受けることができないときは、学校給食の停止を希望する日の二日（学校の休業日の日数は算入しない。以下同じ。）前までに、当該児童等の学校給食の停止を届け出るものとする。

第七条第五項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「保護者」を「自己負担保護者」に改め、「（学校の休業日の日数は参入しない。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「保護者及び」、「（保護者にあっては、その保護する児童等が学校給食を受けることができなくなるとき）」及び「（学校の休業日の日数は算入しない。）」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　自己負担保護者は、その保護する児童等が食物アレルギー等の理由により別表第二に定める学校給食の区分ごとにその全部を受けることができないときは、学校給食の停止を希望する日の二日前までに、当該児童等の学校給食の停止を届け出るものとする。

第八条第一項中「教育長は、」の下に「児童等（保護者が自己負担保護者である児童等に限る。以下この条において同じ。）又は教職員が」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

区分		一食当たりの学校給食費
小学校	第一学年又は第二学年に在籍する児童	三二〇円
	第三学年又は第四学年に在籍する児童	三三三円
	第五学年又は第六学年に在籍する児童	三四二円
	教職員	
	臨時に学校給食を受ける者	三五〇円
中学校	生徒	四一三円
	教職員	
	臨時に学校給食を受ける者	四二〇円

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

箕面市学校給食停止届（児童・生徒用）

（宛先）箕面市教育委員会教育長

保護者
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ 今年度 ・　　年度 ）の学校給食について、次のとおり停止してください。

児童・生徒の氏名等	学 校 名	箕面市立
	学年・組	年　　組
	氏　　名	

＊今年度の停止を届け出る場合は「今年度」に○をし、次年度の停止の届出をする場合は年度を記入してください。届出は年度ごとに必要です。

１．食物アレルギー等の理由により**１年間の給食の全部を停止**する場合

停止理由	１　食物アレルギーのため ２　疾病のため ３　宗教のため（宗教名：　　）	
学校生活管理指導表又は診断書を校長へ提出済の場合○をしてください。→		

２．食物アレルギー等の理由により**給食の一部を停止**する場合

停止する給食区分	１　主食	２　牛乳	３　副食
停止理由	１　食物アレルギーのため ２　疾病のため ３　宗教のため（宗教名：　　） ４　その他 （理由：　　）		
学校生活管理指導表又は診断書を校長へ提出済の場合○をしてください。→			
（年度途中から停止する場合のみ）　　年　　月　　日から停止			

＊１　該当する番号に○をし、必要事項を記入してください。

＊２　「停止理由」が食物アレルギーによる場合にあっては学校生活管理指導表を、疾病による場合にあっては医師の診断書を添付してください。食物アレルギー等対応申請書と併せて原本を校長宛に提出済の場合は、該当欄に○をした上で停止届のみ提出してください。

＊３　２の「停止する給食区分」については、該当する番号が複数ある場合、全てに○をしてください。

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

箕面市学校給食再開届（児童・生徒用）

（宛先）箕面市教育委員会教育長

保護者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

停止していた学校給食について、次のとおり再開してください。

児童・生徒の氏名等	学 校 名	箕面市立
	学年・組	年　　組
	氏　　名	

再開する給食区分	１　主食	２　牛乳	３　副食
再開理由			
再開する日	年　　月　　日から再開		

＊１　「再開する給食区分」の該当する番号に○をし、理由等を記入してください。

＊２　再開しようとする日の２日前（休日等を除く。）までに提出してください。

様式第三号中「〇をつけ」を「〇をし」に、「欠へ）」を「欠へ。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第一の規定は、この規則の施行の日以後に実施される学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施される学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

報告第１６号

箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱改正の件

箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会活動評価委員の謝礼の額を改定するため、箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱（令和２年箕面市教育委員会訓令第１２号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第五十六号

箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱（令和二年箕面市教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

第三条第四項中「日額七千四百円」を「日額八千二百円」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

子ども未来創造局長

報告第１７号

長期休暇中における箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱改正の件

長期休暇中における箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）

国の「こどもの生活・学習支援事業」により、児童扶養手当受給世帯又は低所得子育て世帯（住民税非課税世帯）の高校３年生及び中学３年生の生徒を対象とした学習支援の追加派遣が、長期休暇中から通年に拡充されることに伴い、追加派遣の対象学年を高校２年生及び中学２年生に見直すため、長期休暇中における箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱（令和７年箕面市教育委員会訓令第１９号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第五十八号

子ども未来創造局長

長期休暇中における箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱（令和七年箕面市教育委員会訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

第一条中「受験生」を「生徒」に改める。

第三条中「第三学年」を「第二学年」に改める。

第四条中第二項を削る。

第五条中「長期休暇中における学力保障・学習支援学生サポーター追加派遣決定書」を「長期休暇中における学力保障・学習支援学生サポーター追加派遣決定通知書」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「３年」を「２年」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際、改正前の様式第一号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

報告第１８号

受験生の箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱制定の件

受験生の箕面市学力保障･学習支援事業の追加実施に関する要綱の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
国の「こどもの生活・学習支援事業」により、児童扶養手当受給世帯又は低所得子育て世帯（住民税非課税世帯）の高校３年生及び中学３年生の生徒を対象とした学習支援の追加派遣が長期休暇中から通年に拡充されることに伴い、必要な事項を定めるため、本要綱を制定したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第五十七号

子ども未来創造局長

受験生の箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱を次のように定める。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

受験生の箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱

（趣旨）

第一条　この要綱は、既存事業を利用する経済的課題を抱えるひとり親家庭等の受験生に対して、学習を中心とした支援をする学生等（以下「学生サポーター」という。）を家庭、学校等に追加で派遣する事業（以下「追加実施」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この要綱において「既存事業」とは、箕面市学力保障・学習支援事業実施要綱（平成二十七年箕面市教育委員会訓令第五号）第一条に規定する事業をいう。

（対象者）

第三条　追加実施の対象者は、現に既存事業を利用している高等学校第三学年及び中学校第三学年に在籍する生徒であって、次条第一項の申請書を提出する日において次の各号のいずれかの世帯に該当するものとする。

一　児童扶養手当受給世帯

二　住民税非課税世帯

（申請）

第四条　追加実施の利用を希望する対象者の保護者（以下「申請者」とい

う。）は、受験生の学力保障・学習支援学生サポーター追加派遣申請書（様式第一号）に箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、対象者が申請日において十八歳以上である場合は、対象者本人が申請することができる。

（追加実施の決定）

第五条　教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、追加実施の利用の可否について、受験生の学力保障・学習支援学生サポーター追加派遣決定通知書（様式第二号）により、申請者に通知するものとする。

（実施方法）

第六条　追加実施は、現に既存事業を実施する事業者への委託により行うものとする。

（実施時間及び内容）

第七条　学生サポーターの派遣時間は、一回当たり九十分とする。

2　追加実施は、既存事業の実施回数を週一回を限度に増やすことにより行うものとする。

（実施報告）

第八条　第六条の規定により追加実施の委託を受けた事業者は、追加実施を実施した月ごとに、その実施内容及び対象者の様子について教育長に報告しなければならない。

（委任）

第九条　この要綱に定めるもののほか、追加実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

受験生の学力保障・学習支援学生サポーター追加派遣申請書

（宛先）箕面市教育委員会教育長

受験生の箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱第４条第１項の規定により、次のとおり申請します。また、決定に当たり、申請者、申請者の世帯員全員の住民基本台帳、市民税課税台帳、児童扶養手当の受給状況等の調査又は確認を行うことに同意します。

<table>
<tr><td rowspan="5">申請者</td><td>住　所</td><td colspan="2">〒</td><td rowspan="2">連絡先</td><td>自宅</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">生徒との続柄</td><td rowspan="3">携帯等</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>世帯の状況</td><td colspan="4">児童扶養手当受給世帯　　・　　住民税非課税世帯</td></tr>
<tr><td rowspan="4">生徒</td><td>学校名</td><td colspan="2"></td><td>学年</td><td>３年</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
</table>

なお、箕面市立学校の就学校の指定変更及び区域外就学に関する要綱（平成１９年箕面市教育委員会訓令第１号）に規定する区域外就学により、箕面市外に住所を存する生徒が箕面市立中学校に就学している場合には、以下の関係書類を提出してください。

・申請者及び世帯員全員分の住民票の写し（発行後６か月以内のもの）
・（住民税非課税世帯の場合）世帯員全員分の市民税課税証明書
・（児童扶養手当受給世帯の場合）児童扶養手当証書

（注）上記の書類のほか、別途書類の提出を求めることがあります。

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

申　請　者　様

箕面市教育委員会教育長

受験生の学力保障・学習支援学生サポーター追加派遣決定通知書

年　　月　　日に申請のあった受験生の学力保障･学習支援学生サポーター追加派遣について、下記のとおり決定しましたので、受験生の箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱第５条の規定により通知します。

記

学校名		学年	3
生徒名			
利用可否	１　承認します。 ２　不承認とします。 （理由）		

報告第１９号

箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱改正の件

箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
昨今の物価高騰の影響を鑑み、消費者物価指数をもとに、交付金を増額するため、箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱（平成２８年箕面市教育委員会訓令第１号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第五十九号

子ども未来創造局長

箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱（平成二十八年箕面市教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第四条中「千三百円」を「千五百円」に、「七千円」を「八千円」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第２０号

箕面市学校給食弁当代替者補助金交付要綱制定の件

箕面市学校給食弁当代替者補助金交付要綱の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号)第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
令和８年４月からの学校給食費の無償化に伴い、食物アレルギー、疾病又は宗教の理由により１年間全ての給食を欠食する児童生徒に対して、給食費相当額の補助金を交付するため、本要綱を制定したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第六十号

箕面市学校給食弁当代替者補助金交付要綱を次のように定める。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

箕面市学校給食弁当代替者補助金交付要綱

（趣旨）

第一条　この要綱は、箕面市立小学校及び中学校において、食物アレルギー又は疾病、宗教（以下「食物アレルギー等」という。）のいずれかの理由により学校給食の提供を一切受けず、その代替として弁当等を持参する児童又は生徒の保護者に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　学校給食　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第一項に規定する学校給食をいう。

二　児童等　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、市が設置する学校に在籍する者をいう。

三　保護者　学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。

（補助対象者）

第三条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、食物アレルギー等の理由により、四月一日から翌年三月三十一日までの一年間、学校給食の全部を受けることができず、弁当等を持参している

児童等の保護者とする。

2　前項の規定にかかわらず、箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めるときは、補助対象者とすることができる。

（補助金の額）

第四条　補助金の額は、箕面市学校給食費の取扱いに関する規則（令和二年箕面市教育委員会規則第九号。以下「給食費規則」という。）第四条に規定する学校給食費の一食当たりの額に、前条に規定する児童等が、学校給食の代替として弁当等を持参した回数を乗じた額とする。

（交付申請）

第五条　補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、給食費規則第七条第一項に規定する学校給食の停止の届出を行った上で、箕面市学校給食弁当代替者補助金交付申請書兼請求書（様式第一号）に、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

一　通帳又はキャッシュカードの写し

二　その他教育長が必要と認める書類

（交付の決定）

第六条　教育長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請のあった日の翌日から起算して三十日以内にこれを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、箕面市学校給食弁当代替者補助金交付決定通知書（様式第二号）により申請者に通知するものとする。

2　教育長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、箕面市学校給食弁当代替者補助金不交付決定通知書（様式第三号）により申請者に通知するものとする。

（決定の取消）

第七条　教育長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

一　虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

二　交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

三　前二号に掲げるもののほか、教育長が事業を利用することが適当でないと認めたとき。

四　その他教育長が必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第八条　前条の規定により、交付決定を受けた者が当該交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、教育長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

（その他）

第九条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

箕面市学校給食弁当代替者補助金交付申請書兼請求書

（宛先）箕面市教育委員会教育長

申請者（保護者）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

箕面市学校給食弁当代替者補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請及び請求します。また、決定に当たっては、必要な範囲で申請者の世帯員の住民登録情報、生活保護情報、就学援助情報、就学奨励費受給情報等の調査又は確認を行うことに同意します。

１．児童・生徒の氏名等

学校名	箕面市立
学年・組	年　　組
氏　名	（ふりがな）

２．申請理由

１　食物アレルギーのため
２　疾病のため
３　宗教のため（宗教名：　　）

＊　該当する番号に○をつけ、必要事項を記入してください。

３．申請期間

＊　申請は年度ごとに必要です。

＊　申請期間は４月１日から翌年３月３１日までの１年間となります。転入の場合を除き、年度途中からの申請はできません。

＊　申請期間中に１回でも給食を喫食した場合は、補助金の対象外となります。

年（20　　年）４月１日　～　翌年３月３１日まで

※転入の場合は下欄に記入してください。

転入日（　　年（20　　年）　　月　　日）　～　翌年３月３１日まで

４．補助金請求額

請求額	円

※学校給食費の一食当たりの額　　円　×　代替弁当持参回数　　回

５．補助金振込口座

金融機関名		支店名
	銀行・信用金庫・信用組合 農協・労働金庫・（　　）	本店・支店 出張所
預金種別	普　通　・　当　座　・　その他（　　）	
口座番号		
口座名義 （カタカナ） ※申請者の名義のみ		

＊　通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

申　請　者　様

箕面市教育委員会教育長
（公 印 省 略）

箕面市学校給食弁当代替者補助金交付決定通知書

年　　月　　日に申請のありました箕面市学校給食弁当代替者補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定しましたので、箕面市学校給食弁当代替者補助金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。

記

１．対象児童・生徒

学校名	箕面市立
学年・組	年　　組
氏　名	

２．交付決定額　：　　円
※学校給食費の一食当たりの額　　円　×　算定回数　　回

３．交付予定日　：　　年４月３０日までに申請された補助金振込口座へ交付

様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

申　請　者　様

箕面市教育委員会教育長
（公 印 省 略）

箕面市学校給食弁当代替者補助金不交付決定通知書

年　　月　　日に申請のありました箕面市学校給食弁当代替者補助金の交付について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、箕面市学校給食弁当代替者補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

１．対象児童・生徒

学校名	箕面市立
学年・組	年　　組
氏　名	

２．理由

報告第２１号

箕面市地域子育て相談機関の設置及び運営に関する要綱制定の件

箕面市地域子育て相談機関の設置及び運営に関する要綱の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１０条の３第１項の規定に基づき、地域子育て相談機関を設置するにあたり、必要な事項を定めるため、本要綱を制定したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第六十一号

子ども未来創造局長

箕面市地域子育て相談機関の設置及び運営に関する要綱を次のように定める。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

箕面市地域子育て相談機関の設置及び運営に関する要綱

（趣旨）

第一条　この要綱は、児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第十条の三第一項の規定に基づき、箕面市子どもセンター（以下「センター」という。）の協力機関としてその業務を補完し、地域住民にとってより身近な相談窓口として住民からの子育てに関する相談に応じ、センターと連携を図りながら必要な助言や支援へのつなぎを行うことを役割とする地域子育て相談機関（以下「相談機関」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第二条　相談機関は、箕面市中央子育て支援センターに設置する。

（対象者）

第三条　市内に居住する妊産婦並びに児童及びその保護者とする。

（業務内容）

第四条　相談機関の業務内容は、次に掲げる業務とする。

一　相談支援

二　子育て世帯に対する情報発信

三　子育て世帯とつながる工夫

四　関係機関との連携

（相談記録）

第五条　相談の実施に当たっては、相談記録票（別記様式）への記録を行うこととする。また、専門的な相談支援が必要として、センターや関係機関につなぐ際には、あらかじめ対象者から同意を得た上で、必要に応じて相談記録票により情報共有する。

（職員の配置）

第六条　相談機関には、必要な職員を置く。

（委任）

第七条　この要綱に定めるもののほか、相談機関の設置及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

別記様式（第５条関係）

相 談 記 録 票

対応者	

相談受付日		年　月　日（　）　時　分			
相談者	ふりがな				
	氏　名				
	住　所				
	電　話				
	そ の 他				
子ども	ふりがな				
	氏　名				
	生年月日	年　月　日 生（　）歳	性別		
	住　所	☐ 相談者と同じ			
	電　話	☐ 相談者と同じ			
	就園状況等	未就園 ・ 保 ・ 幼 ・ 小 ・ 中 ・ 高 ・ その他（　）			
相談内容					
対応内容					
対応経過					
備　考					
関係機関への情報共有に関する同意の有無				有 ・ 無	

報告第２２号

箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件

箕面市一時預かり事業補助金交付要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号)第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
補助金の額等の変更に伴い、関係規定を整備するため、箕面市一時預かり事業補助金交付要綱（平成２８年箕面市教育委員会訓令第３５号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第六十二号

箕面市一時預かり事業補助金交付要綱（平成二十八年箕面市教育委員会訓令第三十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

子ども未来創造局長
箕面市教育委員会教育長　藤　迫　　稔

第四条を次のように改める。

（補助金の額等）

第四条　補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の種類の区分に応じ当該各号に定める額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額で、予算の範囲内において教育長が定める額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

一　運営費のうち基本分（一か所当たり年額）に係る部分　子ども・子育て支援交付金の交付について（令和五年九月七日付けこ成事第四百八十一号こども家庭庁長官通知）の別紙の子ども・子育て支援交付金交付要綱の別紙の表（以下「国基準額表」という。）の第二欄の一時預かり事業（一般分）の区分（以下「一時預かり事業区分」という。）において、国基準額表第三欄の１の（１）のアの（ア）の②の表に定める基準額に百分の百三十五を乗じて得た額と国基準額表第四欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額

二　運営費のうち特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童一人当たり日額）に係る部分　一時預かり事業区分において、国基準額表１の（１）のエに定める基準額と国基準額表第四欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額

三　運営費のうち利用者負担軽減（児童一人当たり日額）に係る部分

一時預かり事業区分において、国基準額表１の（１）のオに定める基準額と国基準額表第四欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額

四　開設準備経費（一か所当たり年額）　一時預かり事業区分において、国基準額表２に定める基準額と国基準額表第四欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額

別表を削る。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第２３号

箕面市私立幼稚園補助金交付要綱改正の件

箕面市私立幼稚園補助金交付要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
支援教育補助金の補助基本額について、加配職員１名につき３００万円から３６０万円に引き上げるため、箕面市私立幼稚園補助金交付要綱（平成２７年箕面市教育委員会訓令第１５号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第六十五号

箕面市私立幼稚園補助金交付要綱（平成二十七年箕面市教育委員会訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

子ども未来創造局長
箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

別表中「３，０００千円」を「３，６００千円」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第２４号

箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件

箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
支援教育・保育対策費補助金の補助基本額について、加配職員１名につき３００万円から３６０万円に引き上げるため、箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱（平成２７年箕面市教育委員会訓令第３４号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第六十六号

子ども未来創造局長

箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱（平成二十七年箕面市教育委員会訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

第一条中「箕面市健康福祉部」を「箕面市福祉部」に改める。

別表第一から別表第四まで中「３，０００，０００円」を「３，６００，０００円」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行し、改正後の別表第二の規定は、令和七年四月一日から適用する。

報告第２５号

箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件

箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
公定価格における副食費徴収免除加算額の改定に伴い給食費補填補助金の補助基本額を改めるため、箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱（平成２７年箕面市教育委員会訓令第３４号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第七十号

子ども未来部長

箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱（平成二十七年箕面市教育委員会訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十三日

箕面市教育委員会教育長　渡　部　清　花　印

別表第二を次のように改める。

別表第２（第４条関係）

補助金の種別	補助の要件	補助対象経費	補助金の額
嘱託医手当加算費補助金	①　幼保連携型認定こども園においては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する施行規則第２７条に規定する入園時及び年２回の健康診断並びに歯科検診、幼稚園型認定こども園においては、学校保健安全法第１３条に規定する毎学年定期の健康診断及び歯科検診、保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第１２条に規定する入所時の健康診断及び年２回の定期健康診断並びに歯科検診を行うこと。 ②　教育・保育給付施設等に専門の嘱託医を配置し、連携を図りながら、健康診断及び随時の健康相談が実施されていること。	補助の要件に該当する嘱託医手当に係る経費（検査に係る経費を除き、健康相談の経費を含む。）	補助対象経費の年実支出額と次の額とを比較して少ない方の額 健診の実施が年３回の場合　　２６０，０００円 健診の実施が年４回の場合　　３１０，０００円 健診の実施が年５回以上の場合　３６０，０００円 （注）　健診とは、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行われる入所時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断、歯科検診のほか、任意で実施する耳鼻科健診、眼科健診を含む。 また、尿検査、視力検査等の検査及び歯科健診を伴わないフッ素塗布については、対象外とする。
支援教育・保育対策費補助金	箕面市早期療育事業推進会議及び支援保育・教育協議会において加配の必要性が認められた支援児童を受け入れ、２対１若しくは１対１の加配職員を配置すること又は対象児童が不在の間、支援教育・保育従事要員を配置し、支援教育・保育の向上に資する活動を行うこと。ただし、対象児童が不在の場合の支援教育・保育従事要員の配置は、１人かつ１年間を限度とする。	支援教育・保育の実施に係る人件費等の運営経費	支援保育士の配置に要する費用と補助対象保育士数に３，６００，０００円を乗じて得た額（当該保育士が年度の途中で採用され、又は退職した場合については、当該保育士の当該年度中における配置月数で按分した額（１，０００円未満の額は切り捨てる。））とを比較して少ない方の額から府補助額（市に申請する補助金の対象経費に係る部分に限る。）を減じた額 （注）　ただし、年度途中において、加配が必要と認められた場合の基本額は、年度内で支援教育・保育の体制が取られていることが確認された月からの月数で按分した額とする。
日本スポーツ振興センター加入補助金	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入していること。	共済掛金	補助対象経費の年実支出額の７０％の額

<table>
<tr>
<td>延長保育対策費補助金（２号、３号）</td>
<td>①　箕面市立保育所条例施行規則第２条に定める保育所の開所時間（同条ただし書に該当する場合は、当該ただし書に規定する時間）を超えて保育の提供を行っている教育・保育給付施設等

②　国が定める延長保育事業実施要綱に基づき事業を実施していること。</td>
<td>延長保育（園の開所から１１時間を超えた午後の延長保育を１時間以上実施している場合に限る。）に要する経費</td>
<td>補補助対象経費の年実支出額から徴収した延長保育利用料を差し引いた額と、次の表の左欄に掲げる実施時間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とを比較して少ない方の額

<table>
<tr><th>延長保育の実施時間</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>開所から１１時間を超えた午後の延長保育を１時間実施</td><td>１，７６０，０００円</td></tr>
<tr><td>開所から１１時間を超えた午後の延長保育を１時間３０分実施</td><td>２，２６０，５００円</td></tr>
<tr><td>開所から１１時間を超えた午後の延長保育を２時間実施</td><td>２，７６１，０００円</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>一時保育事業費補助金（幼稚園型）</td>
<td>①　１号認定の在園児童を対象とする教育・保育サービスの提供
②　一時保育事業の実施に当たっては、教育長と協議すること。
③　第２条に規定する関係規程、通知等に定める地域子ども・子育て支援事業の一時預かり　事業（幼稚園型Ⅰ）の基準を満たしていること。
④　国が定める一時預かり実施要綱（幼稚園型Ⅰ）に基づき事業を実施していること。</td>
<td>一時保育に要する経費</td>
<td>次の①②③④⑤及び⑥で積算した額の合計額と年間の一時保育事業（幼稚園型）の実施に要する経費とを比較して少ない方の額

①平日保育日
（１）年間延べ利用児童数２，０００人超
（ア）平日　　４４０円に年間延べ利用児童数（箕面市在住園児に限る。）を乗じて得た額
（イ）長期休業日（８時間未満）　　４４０円
に年間延べ利用児童数（箕面市在住園児に限る。）を乗じて得た額
（ウ）長期休業日（８時間以上）　　８８０円に年間延べ利用児童数（箕面市在住園児に限る。）を乗じて得た額
（２）年間延べ利用児童数２，０００人以下
（ア）平日　　１，６００，０００円を年間延べ利用児童数で除して得た額から４００円を差し引いた額（１０円未満の額は切り捨てする。）に、年間延べ利用児童数（箕面市在住園児に限る。）を乗じて得た額
（イ）長期休業日（８時間未満）　　４００円に年間延べ利用児童数（箕面市在住園児に限る。）を乗じて得た額
（ウ）長期休業日（８時間以上）　　８００円に年間延べ利用児童数（箕面市在住園児に限る。）を乗じて得た額

②休日（土曜日、日曜日、祝日等）　８００円に年間延べ利用児童数（箕面市在住園児に限る。）を乗じて得た額

③長時間加算
（１）①（１）（ア）及び①（２）（ア）については４時間（又は教育時間との合計が８時間）、①（１）（ウ）、①（２）（ウ）及び②については８時間を超えた場合、下記の区分に応じた単価に年間延べ利用児童数（箕面市在住園児に限る。）を乗じて得た額を加算する。
・超えた利用時間が２時間未満　　１５０円
・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　　３００円
・超えた利用時間が３時間以上　　４５０円
（２）①（１）（イ）及び①（２）（イ）については４時間を超えた場合、下記の区分に応じた単価に年間延べ利用児童数（箕面市在住園児に限る。）を乗じて得た額を加算する。
・超えた利用時間が２時間未満　　１００円
・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　　２００円</td>
</tr>
</table>

・超えた利用時間が３時間以上　　３００円

④特別な支援を要する児童分
児童１人当たり日額
（ア）平日　　４，０００円
（イ）長期休業日　　８，０００円
（ウ）休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）　　８，０００円

以下のいずれかの要件を満たすと教育長が認める児童に適用する。
（ア）教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童
（イ）特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童、その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると教育長が認める児童

⑤保育体制充実加算
Ⅰ 次の（１）又は（２）の要件を満たした上で、（３）及び（４）の要件を満たす施設１か所当たり年額
２，８９２，４００円
Ⅱ 次の（１）又は（２）の要件を満たした上で、（３）及び（５）の要件を満たす施設１か所当たり年額
１，４４６，２００円
（１）平日及び長期休業中の双方において、原則１１時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。
（２）平日及び長期休業中の双方において、原則９時間以上(平日については教育時間を含む。）の預かりを実施するとともに、休日において４０日以上の預かりを実施していること。
（３）年間延べ利用児童数が２０００人超の施設であること。
（４）児童福祉法施行規則(昭和２３年厚生省令第１１号）第３６条の３５第１項第２号ロ（同規則附則第５６条第１項において読替える場合を含む。）及びハに基づき配置する者（以下「当該教育・保育従事者」という。）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。
（５）教育・保育従事者の概ね２分の１以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。

⑥就労支援型施設加算（事務経費）　１か所当たり年額１，３８３，２００円
（１）次の要件を満たす施設に適用する。
（ア）平日及び長期休業中の双方において、８時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること
（イ）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令３９号）第４２条に規定されている連携施設になっていること
（ウ）本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること
（２）（１）（ウ）の配置月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする）が６月に満たない場合には、１か所当たり年額を６９１，６００円とする。

<table>
<tr>
<td>一時保育事業費補助金（一般型）</td>
<td>① 一時保育事業を実施している教育・保育給付施設等
② 保育の提供の対象とならない就学前の児童を対象とする次に掲げる保育サービスの提供
・非定型的保育サービス 保護者の就労形態等により家庭における保育が断続的に困難となる児童を対象とするサービスで、原則として、利用期間は、１週間当たり３日を限度とする。
・緊急保育サービス 保護者等の傷病、入院等により、緊急かつ短期的に保育を必要とする児童を対象とする事業で、利用期間は、利用を継続する事由が生じる期間とする。ただし、原則として、その期間は１月を超えることができないものとする。
・私的理由等保育サービス 保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消する等私的理由により短期的に保育を必要とする児童を対象とする事業で、利用期間は、利用を継続する事由が生じる期間とする。ただし、原則として、その期間は、１週間当たり３日を限度とする。
③ 利用定員は、１日当たり３人以上おおむね１０人以下の範囲で一時保育事業を実施する教育・保育給付施設等が決定する。
④ 一時保育の開園時間は、午前７時３０分から午後６時３０分までとする。
⑤ 一時保育事業の実施に当たっては、教育長と協議すること。
⑥ 国が定める一時預かり実施要綱（一般型）
に基づき事業を実施していること。</td>
<td>一時保育に要する経費</td>
<td>次に掲げる額の合計額とする。

① 一時保育専任保育士の配置に要する費用と２，９００，０００円（当該保育士が年度の途中で採用され、又は退職した場合については、当該保育士の当該年度中における配置月数で按分した額（１，０００円未満の額は切り捨てる。））を比較して少ない方の額

② 次の表の左欄の区分ごとの年間延べ利用児童数にそれぞれ同表右欄の保護者負担額（以下「負担額」という。）の２分の１を乗じて得た額"

<table>
<tr><th>利用児童の年齢</th><th>負担額</th></tr>
<tr><td>０歳</td><td>２，５００円</td></tr>
<tr><td>１歳及び２歳</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td>３歳以上</td><td>１，８００円</td></tr>
</table>
（注）利用児童の年齢は、当該年度の４月１日現在の満年齢とし、負担額は利用児童１人当たりの日額とする。

③ 次の表の左欄の区分ごとの年間延べ利用児童数にそれぞれ同表右欄の利用者負担軽減額（以下「負担軽減額」という。）を乗じて得た額

<table>
<tr><th>利用者負担軽減対象世帯</th><th>負担軽減額
（児童１人当たり日額上限）</th></tr>
<tr><td>生活保護法による被保護者世帯</td><td>３，０００円</td></tr>
<tr><td>市町村民税非課税世帯</td><td>２，４００円</td></tr>
<tr><td>市町村民税所得割額算額が７万7,101円未満世帯</td><td>２，１００円</td></tr>
<tr><td>その他教育長の認める世帯</td><td>１，５００円</td></tr>
</table>
（注） 利用者の負担軽減前の利用者負担額と比較していずれか少ない方の額とする。</td>
</tr>
</table>

一時保育事業費補助金（災害特例型）	①　一時保育事業を実施している教育・保育給付施設等 ②　一時保育事業の実施に当たっては、教育長と協議すること。 ③　国が定める一時預かり事業実施要綱（災害特例型）に基づき事業を実施していること。	①　令和６年能登半島地震等（以下「地震等」という。）について災害救助法が適用された市町村（以下「被災市町村」という。）に居住する世帯に属する児童であって、地震等の影響により、在籍する教育・保育給付施設等とは別の教育・保育給付施設等を利用する児童の一時保育に要する経費 ②　被災市町村に居住する世帯に属する児童であって、①以外の児童の一時保育に要する経費	①　本事業で利用している施設等において、対象児童が受けている支給認定に基づいて教育・保育の提供を受けた場合に支給される公定価格（対象児童１人当たり月額） ②　対象児童１人当たり、日額４，６５０円

体調不良児対応型保育事業補助金	①　体調不良児対応型保育事業を実施する教育 ・保育給付施設等において、衛生面に配慮し、体調不良児が安静できる医務室を確保し、看護師等を１人以上配置していること。（「看護師等」とは、看護師、准看護師、保健師又は助産師をいう。また、預かる体調不良児の人数は、看護師等１人に対して２人程度とすること。） ②　体調不良児対応型保育事業を担当する看護師等は、実施保育給付施設における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。 ③　体調不良児対応型保育事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施すること。 ④　国が定める病児保育事業実施要綱（体調不良児対応型）に基づき事業を実施していること。	体調不良児対応型保育事業の実施に要する経費	体調不良児対応型保育事業に要する費用と４，４９６，０００円（当該年度における事業期間が６か月未満の施設にあっては、２，２４８，０００円）とを比較して少ない方の額 （注）　当該看護師等が年度の途中で採用された場合又は退職した場合については、当該看護師等の配置月数のみを事業期間とみなす。また、当該看護師等が、保育士配置基準の算定において、保育士とみなされた場合は、その期間においては体調不良時対応型保育を実施する施設とはみなさず、その間の経費は補助金の対象外とする。
都市部における保育所等への賃借料支援事業補助金	①　施設の建物借料（年額。以下同じ。）が賃借料加算（年額。以下同じ。）の額の３倍を超える施設であること。ただし、国が別途定める国庫負担金補助金、交付金の対象となる場合及び賃借料加算の対象とならない場合は、本事業の補助金対象としない。 ②　本補助金を受けることにより、本来入所児童及び職員に係る経費として支出すべきであった給付費について、どのように処遇等を充実させるのか計画書を提出し、教育長が適切であると認めたもの。	２・３号認定の児童に係る利用定員数を認定こども園全体の利用定員数で除した数を施設の建物借料に乗じた額と賃借料加算の額との差額の一部	①補助基準額を以下のとおり算出する。 補助対象経費の年実支出額（当該年度途中に開園した施設にあっては、開園日の属する月から３月までの月数における建物借料及び賃借料加算とする（１，０００円未満の額は切り捨てる。）。）と２２，０００，０００円とを比較して少ない方の額 ②補助額を以下のとおり算出する。 ①で算出された補助基準額に対し、４分の３を掛けた額（１，０００円未満の額は切り捨てる。）

保育士等キャリアアップ研修受講補助金	処遇改善等加算における区分３（旧加算Ⅱ）の職員に対する処遇改善を実施していること（ただし、新設園はこの限りではない。）。	新たに処遇改善等加算（区分３）の対象職員となるために、保育士等キャリアアップ研修（平成２９年４月１日付け雇児保発０４０１第１号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」に規定されたものに限る。）の受講に要する経費（ただし、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費等の研修受講者の実費負担相当額等は除く。）	次に掲げる①対象職員数及び②受講分野を乗じて得た数を、それぞれの補助金対象の研修数の上限とし、その研修に対する補助対象経費の年実支出額 ①対象職員数 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和７年４月１１日こ成保２９６・７文科初第２５０号）」により算出される人数A及び人数B ②受講分野 人数A：４分野 人数B：１分野 ③　受講費用 補助基準額　１人当たり１４，０００円
市基準副食費補助金	副食費徴収免除対象児童（ただし公定価格における副食費徴収免除加算対象者を除く）に対して給食を実施していること。	副食費免除を受けた児童（ただし公定価格における副食費徴収免除加算対象者を除く）に係る給食の実施に要する経費	補助額は公定価格単価表に規定する副食費徴収免除加算の額とする。
給食費補填補助金	副食費徴収免除対象児童に給食を提供していること。	副食費免除を受けた児童に係る給食の実施に要する経費	１号認定子ども 対象児童の給食の実施に要する経費から次の①②③から算出した各基本額の合計額を差し引いた額 ①対象児童数×公定価格単価表に規定する副食費徴収免除加算（別表第２　認定こども園（教育標準時間認定））の額×給食実施日数 ②対象児数１人当たり月額１，０００円 ③公定価格における給食実施加算相当分 ２号認定子ども 対象児童の給食の実施に要する経費（当該経費が月額３，０００円と公定価格単価表に規定する副食費徴収免除加算（別表第２　認定こども園（保育認定））の額を加えた額を超える場合は、月額３，０００円と公定価格単価表に規定する副食費徴収免除加算（別表第２　認定こども園（保育認定））の額を加えた額とする。）から次の①②から算出した各基本額の合計額を差し引いた額 ①対象児童１人当たりの月額　１，０００円 ②対象児童１人当たりの月額　公定価格単価表に規定する副食費徴収免除加算（別表第２　認定こども園（保育認定））の額

保育体制強化事業費補助金	①　保育支援者（保育士資格を有しない地域住民や子育て経験者等のうち教育長が適当と認める者をいい、配置基準に含まれている者及び処遇改善等加算を含む他の加算・補助事業の対象となる者を除く。以下同じ。）を１人以上雇用し、又は業務委託等により配置していること。 ②　保育支援者は、平成２６年４月１日以降、新たに保育所に配置されたものであること。 ③　国が定める保育体制強化事業実施要綱に基づき事業を実施していること。	①　認定こども園における、園外活動時の見守り等を行う保育支援者の配置に要する経費 ②　スポット支援員の配置に要する経費	幼保連携型認定こども園 ①１施設当たり月額１４５，０００円を上限に対象月数を乗じて得た額 ②１施設当たり月額４５，０００円を上限に対象月数を乗じて得た額 幼稚園型認定こども園 ①１施設当たり月額４５，０００円を上限に対象月数を乗じて得た額 ②１施設当たり月額４５，０００円を上限に対象月数を乗じて得た額

附　則

（施行期日等）

1　この要綱は、訓令の日から施行し、この要綱による改正後の別表第二支援教育・保育対策費補助金に係る部分の規定は令和八年四月一日から、同表給食費補填補助金に係る部分の規定は令和七年四月一日から、それぞれ適用する。

（経過措置）

2　改正後の別表第二の規定（給食費補填補助金の部分に限る。）は、令和七年度分に係る補助金から適用する。

報告第２６号

箕面市森町保育送迎ステーション事業実施要綱改正の件

箕面市森町保育送迎ステーション事業実施要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
延長保育料等を変更するため、箕面市森町保育送迎ステーション事業実施要綱（令和６年箕面市教育委員会訓令第２２号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第六十八号

子ども未来創造局長

箕面市森町保育送迎ステーション事業実施要綱（令和六年箕面市教育委員会訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第十三条第一項中「保育所入所承諾通知書」を「入所承諾通知書」に、「保育所入所保留通知書」を「入所保留通知書」に改め、同条第二項中「保育所入所承諾通知書」を「入所承諾通知書」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第１１条関係）

延長利用料金表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	単位利用時間帯保育料（1人につき）
箕面市保育料に関する規則（平成２７年箕面市教育委員会規則第２０号。以下「保育料規則」という。）別表第1の2の表のAからB2までの階層の世帯	単位利用時間帯AからIまで　各0円
保育料規則別表第1の2の表の上記以外の階層の世帯	単位利用時間帯AからIまで　各230円 ただし、当該月に利用した単位利用時間帯毎の利用回数が17回を超えるときは、各3,910円とする。

備考

１　単位利用時間帯とは、次の時間帯をいう。

(1)　単位利用時間帯A　午前７時から午前７時３０分まで
(2)　単位利用時間帯B　午前７時３０分から午前８時まで
(3)　単位利用時間帯C　午前８時から午前８時３０分まで
(4)　単位利用時間帯D　午前８時３０分から午前９時まで
(5)　単位利用時間帯E　午後５時から午後５時３０分まで
(6)　単位利用時間帯F　午後５時３０分から午後６時まで
(7)　単位利用時間帯G　午後６時から午後６時３０分まで
(8)　単位利用時間帯H　午後６時３０分から午後７時まで
(9)　単位利用時間帯I　午後７時から午後７時３０分まで

２　保育料規則別表第１の２の表のAからB２までの階層以外の世帯で、同一世帯から２人以上の教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法第２０条第４項に規定する「教育・保育給付認定子ども」をいう。以下同じ。）がいるとき、又は同一世帯に教育・保育給付認定子ども以外の特定被監護者等（保育料規則別表第１備考第８項に規定する「特定被監護者等」をいう。以下同じ。）がいるときの当該児童に係る保育料は、この表の規定にかかわらず次表のとおりとする。

利用する児童の区分		単位利用時間帯保育料（1人につき）
保育料規則別表第1備考第6項	第1子	単位利用時間帯AからIまで　各230円 ただし、当該月に利用した単位利用時間帯毎の利用回数が17回を超えるときは、各3,910円とする。
保育料規則別表第1備考第7項	第1子（教育・保育給付認定子どもに限る。）	
保育料規則別表第1備考第6項	第2子	単位利用時間帯AからIまで　各110円 ただし、当該月に利用した単位利用時間帯毎の利用回数が17回を超えるときは、各1,870円とする。
保育料規則別表第1備考第7項	第2子（教育・保育給付認定子どもに限る。）	
保育料規則別表第1備考第8項	最年長の者から順に	

	2人目である教育・保育給付認定子ども	
保育料規則別表第1備考第9項	最年長の教育・保育給付認定子ども	
保育料規則別表第1備考第6項	第3子以降の子ども	単位利用時間帯AからIまで　各0円
保育料規則別表第1備考第7項	第3子以降の子ども（教育・保育給付認定子どもに限る。）	
保育料規則別表第1備考第8項	最年長の者から順に3人目以降である教育・保育給付認定子ども	
保育料規則別表第1備考第9項	最年長の者から順に2人目以降である教育・保育給付認定子ども	

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第２７号

箕面市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱制定の件

箕面市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所に対して、物価高騰下においても、安定的な事業運営を継続して提供できるよう補助金を交付するにあたり、必要な事項を定めるため、本要綱を制定したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第六十三号

子ども未来創造局長

箕面市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

箕面市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第一条　地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所が、安定的な事業運営の継続に要する費用に対して、予算の定めるところにより交付する箕面市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和五十八年箕面市条例第二十五号）、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和五十八年箕面市規則第十号。以下「助成規則」という。）及び箕面市教育委員会所管に係る社会福祉法人に対する助成の手続に関する要綱（平成二十年箕面市教育委員会訓令第十七号）の規定によりその例によることとされる箕面市福祉部所管に係る社会福祉法人に対する助成の手続に関する要綱（平成十八年箕面市訓令第三十号。以下「助成要綱」という。）並びに箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第二条　この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援交付金の交付について（令和五年九月七日付けこ成事第四百八十一号こども家庭

庁長官通知）の別紙の子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）、その他の関係規程及び通知において使用する用語の例による。

（補助対象事業）

第三条　補助金の交付の対象となる事業は、延長保育事業、一時預かり事業又は病児保育事業において、安定的な事業の運営に係る事業継続支援事業のうち、箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める事業とする。

（補助対象者）

第四条　補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う事業者とする。

（補助対象経費及び限度額）

第五条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業を行うために必要な物品の購入等に係る費用のうち、令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までの期間において購入及び支出された経費とする。

2　限度額は、令和七年十月一日において事業者が実施している延長保育事業、一時預かり事業又は病児保育事業の数に二万五千円を乗じて得た額とする。

（補助金の額）

第六条　補助金の額は、補助対象経費に係る実支出額と限度額を比較して、少ない方の金額を限度として、予算の範囲内において教育長が必要と認める額とする。

（交付申請）

第七条　補助金の交付を受けようとする者は、助成規則第三条に規定する

社会福祉法人助成申請書又は規則第四条第一項に規定する箕面市補助金交付申請書に、教育長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

（交付の条件）

第八条　助成規則、助成要綱及び規則に定めるもののほか、補助金の交付を決定する場合の条件として、国交付要綱第五条(10)の規定により読み替えられた同条（１から８まで及び９）ただし書きに規定する条件を満たさなければならない。

（実績報告）

第九条　補助金の交付の決定を受けた者は、助成要綱第十条第一項に規定する助成事業実績報告書又は規則第十二条に規定する箕面市補助事業実績報告書に、教育長が必要と認める書類を添えて実績報告をしなければならない。

（委任）

第十条　この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、訓令の日から施行し、令和七年十月一日から適用する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和八年三月三十一日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第八条の規定により交付申請のあった補助金の交付等については、同日後もなおその効力を有する。

報告第２８号

箕面市認可保育施設多子世帯保育料補助金交付要綱制定の件

箕面市認可保育施設多子世帯保育料補助金交付要綱の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）に基づく情報システムの標準化に伴う保育料の増額に対し、保護者負担の軽減を目的とした補助金の交付にあたり、必要な事項を定めるため、本要綱を制定したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第六十四号

子ども未来創造局長

箕面市認可保育施設多子世帯保育料補助金交付要綱を次のように定める。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

箕面市認可保育施設多子世帯保育料補助金交付要綱

（趣旨）

第一条　多子世帯における経済的負担の軽減を目的とし、箕面市保育料に関する規則（平成二十七年箕面市教育委員会規則第二十号。以下「保育料規則」という。）第五条の規定により保育料を納入した世帯の保護者に対して交付する箕面市認可保育施設多子世帯保育料補助金（以下「補助金」という。）については、箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第二条　補助金の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

一　保育料規則第五条の規定により保育料を納入している保護者であること。

二　利用者負担額と保育料補助算定額が異なること。

2　前項第二号の利用者負担額は、保育料規則第二条第一項の規定により決定した保育料の額とする。

3　保育料規則第二条第一項の規定（別表第一の二の表備考第七項及び別表第二備考第七項の規定を除く。）は、第一項第二号の保育料補助算定額の額を算出する場合について準用する。この場合において、別表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ

る字句に読み替えるものとする。

（補助金の額）

第三条　補助金の額は、前条第一項第二号の利用者負担額と保育料補助算定額の差額とする。

（補助金の交付の申請及び実績報告）

第四条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める期日までに、補助金規則第十四条の二第一項に規定する箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書に教育長が別に定める書類を添えて教育長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第五条　教育長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金規則第十五条の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消すものとする。

2　前項の規定及び補助金規則に定めるもののほか、教育長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

一　第二条の要件を満たさなくなったとき。

二　この要綱に違反したとき。

3　前項第一号に該当するときは、その事由が発生した月以降の期間に係る交付の決定を取り消すものとする。

（委任）

第六条　この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第２条関係）

別表第１の２の表備考第６項及び別表第２備考第６項	世帯に属する子どもが教育・保育給付認定子どものみである場合の保育料の月額は、第１子（当該教育・保育給付認定子どものうち、最年長の者をいう。以下この項において同じ。）についてはこの表に掲げる額の全額とし、第２子（当該教育・保育給付認定子どものうち、第１子を除き最年長の者をいう。以下この項において同じ。）については同表に掲げる額の２分の１に相当する額とし、第３子以降の子ども（当該教育・保育給付認定子どものうち、第１子及び第２子以外の者をいう。）	世帯において、小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第６条第１項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）がいる場合の保育料の月額は、これらの者のうち最年長の者（以下この項において「第１子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第１子を除き最年長の者（以下この項において「第２子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは同表に掲げる額の２分の１に相当する額とし、第３子（第１子及び第２子以外の者をいう。）以降の教育・保育給付認定子ども
別表第１の２の表備考第８項及び別表第２備考第６項	５７，７００円	７７，１０１円

報告第２９号

箕面市認可保育施設等指導監査実施要綱制定の件

箕面市認可保育施設等指導監査実施要綱の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）に基づく保育所、幼保連携型認定こども園の指導監査を行うにあたり、必要な事項を定めるため、本要綱を制定したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第六十七号

箕面市認可保育施設等指導監査実施要綱を次のように定める。

令和八年三月三十一日

子ども未来創造局長
箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

箕面市認可保育施設等指導監査実施要綱

（趣旨）

第一条　この要綱は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十六条第一項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査、同条第三項の規定による勧告及び命令並びに同条第四項の規定による命令並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第十九条第一項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査、認定こども園法第二十条の規定による勧告及び命令並びに認定こども園法第二十一条第一項の規定による命令（以下「指導監査」と総称する。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第二条　指導監査の対象となる施設は、市内に所在する認可保育施設（法第三十九条第一項に規定する保育所であって、法第三十五条第三項及び第四項の規定により設置された児童福祉施設をいう。以下同じ。）及び市内に所在する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（以下これらを「認可保育施設等」という。）とする。

（基本方針）

第三条　指導監査は、認可保育施設にあっては法第四十五条第一項に規定

する条例により定められた基準を、幼保連携型認定こども園にあっては認定こども園法第十三条第一項に規定する条例により定められた基準をそれぞれ維持するとともに、適正な施設の運営及び円滑な事業の運営の確保を図ることを目的に実施するものとする。

2　指導監査の実施に当たっては、画一的及び形式的な問題の指摘に陥ることがないよう配慮するとともに、提供する福祉サービス又は教育及び保育の質の向上のために必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

（指導監査の種類）

第四条　指導監査の種類は、次に掲げるとおりとする。

一　一般監査　実地による指導監査及び書面による指導監査をいう。

二　特別監査　正当な理由がなく一般監査を拒否したとき、認可保育施設等において死亡事故等の重大事故が発生したとき、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき、認可保育施設等の運営に重大な問題があるとき、度重なる一般監査による指導にもかかわらず是正又は改善が行われないときその他必要があると認められるときに随時実施する実地による指導監査及び書面による指導監査をいう。

2　前項に定めるもののほか、指導監査は、関係法令等に基づき随時に実施するものとする。

（実施方針及び実施計画）

第五条　指導監査は、国の実施方針等を考慮して毎年度策定する実施方針及び実施計画に基づき実施するものとする。

（指導監査の事項）

第六条　指導監査の事項は、次に掲げるとおりとする。

一　施設の管理運営体制に関する事項

二　会計管理に関する事項

三　職員の確保及び処遇に関する事項

四　利用者の支援に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

（指導監査の実施方法）

第七条　実地による指導監査は、原則として実施日の概ね三週間前までに指導監査を実施する対象となった認可保育施設等を運営する社会福祉法人等の代表者（以下「法人等の代表者」という。）に実施日時その他必要な事項を通知して行う。ただし、認可保育施設等において死亡事故等の重大事故が発生したとき、又は児童の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じて事前に通知せずに特別監査を実施することができる。

2　実地による指導監査は、関係書類をもとに、前条各号に定める事項について、関係者から事情を聴取するほか、必要に応じて関係施設、設備、帳簿書類等を確認することにより行うものとする。

3　実地による指導監査は、その体制の充実を図るため、必要に応じて教育長が委嘱する公認会計士の資格を有する者（以下「児童福祉施設会計指導員」という。）を監査員として同行させて実施することができる。

4　前項の児童福祉施設会計指導員は、非常勤職員とする。

（講評）

第八条　教育長は、実地による指導監査の結果について、必要に応じて関係者に対し講評を行うものとする。

（指導監査の結果の通知）

第九条　教育長は、指導監査の結果、改善を要すると認めた事項について

は、法人等の代表者に対して文書により通知するものとする。

（改善報告書の提出等）

第十条　教育長は、前条の通知により改善を求めた事項について、法人等の代表者に対し、期限を定めて改善報告書の提出を求めるものとする。

２　教育長は、前項の改善報告書の提出後も継続して指導等を行う必要がある場合は、関係行政機関と連携して行うものとする。

（委任）

第十一条　この要綱に定めるもののほか、指導監査に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第３０号

令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規則の整理等に関する規則制定の件

令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規則の整理等に関する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
令和８年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するため、本規則を制定したので、報告するものである。

令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

箕面市教育委員会規則第十号

令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規則の整理等に関する規則

（箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正）

第一条　箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十一年箕面市教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（組織）

第二条　事務局に、次のとおり部に属しない課並びに部及び課を置く。

区分	部	課
部に属しない課	―	教育総合政策課
部及び課	学校教育部	学校企画管理課
		教職員課
		人権教育課
		学校生活支援課
		放課後支援課
		青少年育成課
		学校教育課
		児童生徒指導課
		教育センター
		学校給食課
		広域学校生活支援課

子ども未来部	子育て支援課 こども園推進課 保育・幼児教育センター 保育幼稚園利用課 子どもすこやか課 子ども相談課 広域子育て支援課 広域幼児育成課	

備考

一　学校企画管理課及び子育て支援課を部内調整課と総称する。

二　広域学校生活支援課、広域子育て支援課及び広域幼児育成課を広域課と総称する。

2　課（前項の表課の欄に掲げるものをいう。以下同じ。）の分掌事務を効率的に処理させるため、課に係を置くことができる。

3　部長（部に属しない課にあっては、箕面市教育委員会副教育長設置規則（令和二年箕面市教育委員会規則第六号）第一条の規定により置かれた副教育長（以下「副教育長」という。）は、主査又は主任のうちから当該係の事務を総括する者を指名し、係長と称するものとする。

4　学校生活支援課に、学校事務センターを置く。

第三条第二項中「課及び室（広域課、教育センター及び中央図書館を除く。別表第一において同じ。）」を「課（広域課及び教育センターを除く。第五条において同じ。）」に改め、同条第三項中「政策調整室」を「部内調整課」に改め、同条第四項中「及び中央図書館」を削る。

第四条の見出し中「主管事務」を「所掌事務」に改め、同条第一項中「課及び室」及び「課又は室」を「部」に改め、同条第二項中「局内」を「部内」に、「局長」を「当該部の部長」に改め、「又は室」を削り、

同条第三項中「前項」を「二の部に関連する事務で、その所掌する部の明確でないもの及び前項」に改め、「又は室」を削る。

第五条を次のように改める。

（職の設置）

第五条　部及び課に置く職は、次のとおりとする。

一　部　部長

二　課　課長（保育・幼児教育センターにあっては保育・幼児教育センター長とする。以下同じ。）

2　部、課及び係に置くことができる職は、次のとおりとする。

一　部　副部長、学校教育監及び課長

二　課　担当課長、課長補佐、主査、副主査及び主任

三　係　主査、副主査及び主任

3　学校事務センターに、学校事務センター長を置く。

4　教育センターに置く職は、別に定める。

5　部に複数の副部長又は課に複数の担当課長を置く場合において、当該職に配置された職員は、部長の承認を得て、その担任する事務の主たるものを表す呼称を使用することができる。

第六条第一項を削り、同条第二項中「局長は、局」を「部長は、部」に改め、「担当部長が置かれている場合にあっては、当該担当部長との連携を図り局が所掌する事務を総括する。」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「、担当副部長、」を「及び」に、「上司を」を「部長を」に、「上司の」を「その」に、「事務を」を「事務並びに部の人事、予算編成、事業等の企画調整、行政評価等に関する事務及び部長の指示する事務を」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「及び室長」、「、上司を補佐するとともに」及

び「又は室」を削り、同項を同条第三項とし、同条第七項中「担当室長」を「担当課長」に改め、「、上司を補佐するとともに」及び「又は室」を削り、「、局長又は担当部長」を「部長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「及び室長補佐」を削り、「受けて」を「受け、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「参事（副参事を除く。）」を「主査、副主査」に改め、「主任」の下に「並びに学校事務センター長」を加え、「、上司を補佐するとともに」及び「その所掌する事務のうち」を削り、同項を同条第六項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「及び中央図書館」を削り、同項を同条第七項とする。

第七条を次のように改める。

（教育長職務代理者が事務を委任する者の順位）

第七条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第四項の規定に基づき教育長職務代理者（同法第十三条第二項の規定により教育長の職務を行う者をいう。）が事務局の職員に委任する事務は、次に掲げる事務以外の事務とする。

一　総合教育会議に出席し、市長と協議すること。

二　教育委員会の会議を主宰すること。

2　前項に規定する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。

一　第一位　副教育長の職にある者

二　第二位　学校教育部長の職にある者

三　第三位　子ども未来部長の職にある者

第八条中「政策調整室の室長」を「部内調整課の課長」に改める。

第九条第一項中「局長又は担当部長」を「部長」に改め、同条第二項中「課又は室」を「部」に改める。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第四項までを削り、附則第

一項の見出し及び項番号を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

区分	部	課	分掌事務
部に属しない課	—	教育総合政策課	一　委員会会議、教育長及び委員会委員に関すること。 二　委員会の規則、規程、訓令及び訓達の審査及び公布に関すること。 三　委員会に対する請願及び陳情に関すること。 四　委員会の予算編成、行政評価及び行政改革に係る調整に関すること。 五　委員会の職員配置その他の人事に係る調整に関すること。 六　教育行政の総合企画及び調整に関すること。 七　教育委員会の活動に関する点検及び評価に関すること。
部及び課	学校教育部	学校企画管理課	一　教育改革の推進に係る企画及び調整に関すること。 二　教育機関の設置、廃止及び変更に関すること。 三　通学区域に関すること。 四　公印の総括管守に関すること。 五　教育財産等（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。 六　学校施設の維持管理に関すること。 七　学校屋内運動場等設備の使用に関すること。 八　委員会の職員の安全及び健康管理に関すること。 九　学校の防災に関すること。
		教職員課	一　学校教職員の人事に係る企画、調整及び配置に関すること。 二　学校教職員の任免、分限、懲戒その他身分取扱いに関すること。 三　学校教職員の服務、給与、その他の勤務条件、旅費、健康管理、公務災害補償等に関すること。 四　学校教職員の福利及び厚生に関すること。 五　学校教職員団体に関すること。

人権教育課	一　人権教育に係る企画及び調整に関すること。 二　人権教育の推進及び関係機関との連絡調整に関すること。 三　人権教育の指導に関すること。
学校生活支援課	一　児童及び生徒の就学に関すること。 二　学級編成に関すること。 三　教科書の無償給付に関すること。 四　就学奨励に関すること。 五　奨学生に関すること。 六　学校安全に関すること。 七　学校設備等の整備及び維持管理に関すること。 八　学校財務事務に関すること。 九　学校事務センターに関すること。
放課後支援課	一　放課後の児童及び生徒の健全育成に関すること。
青少年育成課	一　青少年教育に関すること。 二　子どもに係る地域活動に関すること。 三　青少年指導員に関すること。 四　青少年指導者の養成に関すること。 五　青少年教学の森野外活動センターに関すること。 六　ＰＴＡに関すること。 七　子ども・若者育成支援施策（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。
学校教育課	一　学校教育の指導に係る企画及び調整に関すること。 二　道徳教育に関すること。 三　外国語活動及び総合的な学習の時間に関すること。 四　教科指導に関すること。 五　特別活動に関すること。 六　教科書及び副教材（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。

			七　教育の情報化に係る企画及び調整に関すること。 八　小学校及び中学校の一貫した教育の改革及び推進に関すること。 九　前各号に掲げるもののほか、学校教育の指導（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。
	児童生徒指導課	一　生徒指導に関すること。 二　進路指導に関すること。 三　学校保健及び関係機関との連絡調整に関すること。 四　児童及び生徒の健康管理に関すること。 五　青少年補導員に関すること。 六　青少年指導センターに関すること。 七　教育相談に関すること。 八　みのお地域クラブ活動に関すること。	
	学校給食課	一　学校及び公立保育所、認定こども園の給食に関すること。 二　食育に関すること。	
子ども未来部	子育て支援課	一　母子保護の実施に関すること。 二　ひとり親家庭の福祉に関すること。 三　地域の子育て支援に関すること。 四　助産の実施に関すること。 五　子どもの貧困に関すること。	
	こども園推進課	一　公立の保育所及び幼稚園の再編・整備に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。 二　公立保育所・幼稚園・認定こども園の管理・運営に関すること。 三　公立保育所・幼稚園の民営化等に関すること。 四　前各号に掲げるもののほか、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等及び認可外保育施設（以下この表において「保育所等」という。）に関すること（他の課の主管に関するものを除く。）。	

保育・幼児教育センター	一　保育・幼児教育センターの運営に関すること。 二　保育所、幼稚園及び認定こども園と小学校との円滑な接続に関すること。 三　保育所等に係る相談及び助言（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。 四　支援保育・支援教育に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。	
保育幼稚園利用課	一　保育所等に関すること。 二　保育所等の整備に関すること。 三　家庭的保育事業等の認可に関すること。 四　特定教育・保育施設等の確認に関すること。 五　保育所等の助成に関すること。	
こやか課	一　母子保健及び母性に関すること。 二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく乳児家庭全戸訪問に関すること。 三　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項に係る予防接種に関すること。 四　早期療育に関すること。 五　箕面市立児童発達支援センターあいあい園及び箕面市立児童発達支援センター診療所に関すること。	
子ども相談課	一　児童家庭相談に関すること。 二　要保護児童対策に関すること。	

別表第二　部内調整課の掌理する事務（第三条関係）

部内調整課とする課	部内調整課の掌理する事務の対象とする課	部内調整課の掌理する事務
学校企画管理課	学校企画管理課、教職員課、人権教育課、学校生活支援課、放課後支援課、青少年育成課、学校教育課、児童生徒指導課、学校給食課、教育総合政策課	一　部長及び副部長の補佐に関すること。 二　部の分掌事務の総合企画及び調整に関すること。 三　部（部に属しない課を含む。以下この号において同じ。）内及び部局間の調整に関すること。 四　他の課の所掌に属さない事務
子育て支援課	子育て支援課、こども園推進課、保育・幼児教育センター、保育幼稚園利用課、子どもすこやか課、子ども相談課	一　部長及び副部長の補佐に関すること。 二　部の分掌事務の総合企画及び調整に関すること。 三　部内及び部局間の調整に関すること。 四　他の課の所掌に属さない事務

別記様式を次のように改める。

別記様式（第６条関係）

所　掌　事　務　指　示　書

所属・役職名　　氏名

所掌事務の範囲	

上記の事務を命ずる。

年　　月　　日

役職名　氏　　名

（箕面市立学校管理運営規則の一部改正）

第二条　箕面市立学校管理運営規則（昭和三十三年箕面市教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第三項中「第三十七条第十六項」を「第三十七条第十七項」に改める。

第五条の四の二を削る。

（箕面市立青少年指導センター条例施行規則の一部改正）

第三条　箕面市立青少年指導センター条例施行規則（昭和五十四年箕面市教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「参事」を「主査、副主査」に改める。

第五条第二項中「参事（副参事を除く。）」を「主査、副主査」に改める。

（箕面市教育委員会公印規則の一部改正）

第四条　箕面市教育委員会公印規則（昭和五十六年箕面市教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第六条から第十条まで中「教育政策室長」を「学校企画管理課長」に改める。

別表一の項から四の項まで中「教育政策室長」を「学校企画管理課長」に改め、同表六の項中「放課後子ども支援室長」を「放課後支援課長」に改め、同表七の項中「保育幼稚園利用室長」を「保育幼稚園利用課長」に改め、同表中八の項及び九の項を削り、十の項を八の項とし、十一の項から十八の項までを二項ずつ繰り上げ、十九の項から二十三の項までを削り、二十四の項を十七の項とし、二十五の項を削り、同表二十六の項中「子どもすこやか室長」を「子どもすこやか課長」に改め、同項を同表十八の項とし、同表中二十七の項を十九の項とし、同項の次に次の

ように加える。

２０	２１
教育委員会教育長印	教育委員会印
れい―書	れい―書
―	―
方二一 十一	方二一 十一
箕面市教育委員会教育長之印 就学事務専用	箕面市教育委員会之印 就学事務専用
専用の端末機による就学に関する事務	専用の端末機による就学に関する事務
学校生活支援課長	学校生活支援課長

（箕面市立幼稚園条例施行規則の一部改正）

第五条　箕面市立幼稚園条例施行規則（昭和六十二年箕面市教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「参事」を「主査、副主査」に改める。

第十五条第二項中「参事（副参事を除く。）」を「主査、副主査」に改める。

（箕面市教育委員会事務局等職員の勤務時間等に関する規則の一部改正）

第六条　箕面市教育委員会事務局等職員の勤務時間等に関する規則（平成二年箕面市教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とする。

別表中九の項及び十の項を削り、十一の項を九の項とし、十二の項を十の項とし、十三の項を十一の項とする。

（箕面市教育センター条例施行規則の一部改正）

第七条　箕面市教育センター条例施行規則（平成五年箕面市教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「参事」を「主査、副主査」に改める。

第三条第四項中「参事（副参事を除く。）」を「主査、副主査」に改める。

（箕面市就学援助規則の一部改正）

第八条　箕面市就学援助規則（平成七年箕面市教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「学校生活支援室」を「学校教育部学校生活支援課」に改める。

（箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正）

第九条　箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成十三年箕面市教育委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十二号を削り、同項第十三号を同項第十二号とし、同項第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十八号中「、社会教育委員、生涯学習審議会委員、文化財保護審議会委員、図書館協議会委員」、「、箕面山ニホンザル保護管理委員会委員」及び「、スポーツ推進委員」を削り、同号を同項第十七号とし、同項第十九号を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とする。

（箕面市奨学生選考委員会規則の一部改正）

第十条　箕面市奨学生選考委員会規則（平成二十一年箕面市教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「子ども未来創造局学校生活支援室」を「学校教育部学校生活支援課」に改める。

（箕面市災害時における特別対応に関する箕面市教育委員会規則の一部改正）

第十一条　箕面市災害時における特別対応に関する箕面市教育委員会規則（平成二十四年箕面市教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正

する。

本則中「第十四条」を「第十三条」に改める。

（箕面市立保育所条例施行規則の一部改正）

第十二条　箕面市立保育所条例施行規則（平成二十七年箕面市教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「参事」を「主査、副主査」に改める。

第五条第二項中「参事（副参事を除く。）」を「主査及び副主査」に改める。

（箕面市教育委員会職員採用選考委員会規則の一部改正）

第十三条　箕面市教育委員会職員採用選考委員会規則（令和三年箕面市教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（組織）

第二条　委員会は、委員十人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）

二　副教育長

三　学校教育部長

四　子ども未来部長

五　学校教育部副部長

六　子ども未来部副部長

七　学校教育部学校教育監

八　学校教育部教職員課長

九　箕面市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその都度任命する者

第三条第一項中「副教育長が置かれていない場合であって教育次長が置かれているときは教育次長、副教育長及び教育次長が置かれていないときは子ども未来創造局長」を「副教育長が置かれていないときは学校教育部長」に改める。

第五条第一項中「子ども未来創造局」を「学校教育部」に改める。

（箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正）

第十四条　箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（令和五年箕面市教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「参事」を「主査、副主査」に改める。

第九条第三項中「参事（副参事を除く。）」を「主査及び副主査」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（箕面市スポーツ推進委員に関する規則等の廃止）

2　次に掲げる教育委員会規則は、廃止する。

一　箕面市スポーツ推進委員に関する規則（昭和三十七年箕面市教育委員会規則第十三号）

二　天然記念物箕面山に生息する猿による被害補償規則（昭和五十六年箕面市教育委員会規則第三号）

三　箕面市立図書館協議会運営規則（昭和六十二年箕面市教育委員会規則第二号）

四　箕面市立萱野三平記念館条例施行規則（平成六年箕面市教育委員会規則第二号）

五　箕面市文化財保護条例施行規則（平成九年箕面市教育委員会規則第

二号）

六　箕面市立図書館処務規則（平成十二年箕面市教育委員会規則第二十一号）

七　箕面市文化財保護審議会運営規則（平成十三年箕面市教育委員会規則第十七号）

八　箕面山ニホンザル保護管理委員会運営規則（平成十四年箕面市教育委員会規則第六号）

九　箕面市社会教育委員会議規則（平成十七年箕面市教育委員会規則第十六号）

十　箕面市立総合運動場条例施行規則（平成十七年箕面市教育委員会規則第二十一号）

十一　箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則（平成十七年箕面市教育委員会規則第二十五号）

十二　箕面市立図書館管理運営規則（平成十八年箕面市教育委員会規則第十八号）

十三　箕面市サル餌やり禁止条例施行規則（平成二十二年箕面市教育委員会規則第二号）

十四　箕面市生涯学習審議会規則（平成三十年箕面市教育委員会規則第七号）

十五　箕面市立郷土資料館条例施行規則（令和元年箕面市教育委員会規則第一号）

十六　箕面市立生涯学習センター条例施行規則（令和二年箕面市教育委員会規則第七号）

報告第３１号

箕面市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定の件

箕面市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、本規則を制定したので、報告するものである。

箕面市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔　印

箕面市教育委員会規則第十一号

箕面市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の七の規定に基づき、箕面市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の補助執行に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助執行）

第二条　教育委員会は、箕面市長の補助機関たる職員に、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を補助執行させるものとする。

一　第四中学校開放教室の使用の許可等に関すること。

二　箕面市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成十七年箕面市規則第三十一号）第二条第一号の規定により委任を受けた工事の施行等（施設の修繕を含む。）に係る事務のうち、次に掲げるものに関すること。

イ　着手届の受理

ロ　監督職員の決定

三　前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と指定する事務

に関すること。

2　前項の規定により補助執行とする事務の決裁、専決及び代決については、箕面市教育委員会事務決裁規程（平成十七年箕面市規程第二号）の規定を準用する。

（補則）

第三条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

報告第３２号

令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規程の整理等に関する規程制定の件

令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規程の整理等に関する規程の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、本規程を制定したので、報告するものである。

令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規程の整理等に関する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　　稔 印

箕面市教育委員会規程第一号

令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規程の整理等に関する規程

（箕面市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第一条　箕面市教育委員会事務決裁規程（平成十七年箕面市教育委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号から第十号までを次のように改める。

五　部長　箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十一年箕面市教育委員会規則第三号。以下「規則」という。）第五条の規定により置かれた部長をいう。

六　副部長　規則第五条の規定により置かれた副部長及び学校教育監をいう。

七　課長　規則第五条の規定により置かれた課長及び担当課長並びに箕面市教育センター条例施行規則（平成五年箕面市教育委員会規則第一号。以下「教育センター規則」という。）第二条第一項の規定により置かれた所長をいう。

八　課長補佐　規則第五条の規定により置かれた課長補佐、教育センター規則第二条第二項の規定により置かれた副所長及び箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（令和五年箕面市教育委員会規則第十四号）第八条第二項の規定により置かれた副園長をいう。

九　主査　規則第五条、教育センター規則第二条第二項及び箕面市立

青少年指導センター条例施行規則（昭和五十四年箕面市教育委員会規則第五号）第四条第二項の規定により置かれた主査又は主任並びに規則第五条第四項の規定により置かれた学校事務センター長をいう。

十　出先機関の長　幼稚園、保育所、認定こども園、児童発達支援センター及び青少年指導センターの長をいう。

第二条第十一号から第十三号までを削る。

第三条第一項中「局長」を「部長」に、「室長、室長補佐、参事」を「課長補佐、主査」に改め、同条第二項中「副教育長が置かれていない場合であって教育次長が置かれているときは教育次長、副教育長及び教育次長が置かれていないときは局長」を「副教育長が置かれていないときは部長」に改め、同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「局長」を「部長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第四条第一項中「参事」を「主査」に改め、同条第二項中「他の課」を「他の部又は課」に改め、「又は室（同項に規定する室をいう。以下同じ。）」を削り、「決裁区分」を「決定区分」に、「局長等」を「部長等」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　規則第二条第一項の表備考第二号に規定する広域課（以下「広域課」という。本市が幹事市である場合を除く。）の分掌する事務のうち主管部長の指定するものについては、前項の規定にかかわらず、当該事務に関係するとして主管部長が指定する他の部長、副部長又は課長の合議を受けなければならない。

第五条各号列記以外の部分中「第三条」を「別表第一」に改め、同条

第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第六条第一項中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、同条第二項を削る。

第七条に次の一項を加える。

4　前三項の規定にかかわらず、第五条各号のいずれかに該当するものについては、あらかじめその処理について特に指示を受けたもののほか、代決してはならない。

第九条中「手続き過程」を「手続過程」に改め、「決定関与又は」を削り、「もの」を「者」に改める。

附則第二項の前の見出し及び同項並びに附則第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第一決裁区分の欄中

「

決裁区分	
教育長	
副教育長	
局長	
副部長	
課長 室長	
課長補佐 室長補佐	
参事	
出先機関の長	

」

を

「

決定区分	
教育長	
副教育長	
部長	
副部長	
課長	
課長補佐	
主査	
出先機関の長	

」

に改め、同表人事の部一の款イの項中「教育次長」を削り、「局長」を「部長」に改め、「室長」を削り、同款ロの項中「教育次長」を削り、「局長」を「部長」に改め、同部二の款イの項中「、室長」を削り、同款ロの項中「局」を「部」に改め、「、室」を削り、同部三の款中「、室長」を削り、「担当室長」を「担当課長」に改め、同部五の款中「教育次長」を削り、「局長」を「部長」に改め、「室長」を削り、同表庶務の部十六の款

中「教育次長」を削り、「局長」を「部長」に改め、「室長」を削り、同表収入の部一の款中「一千万円」を「千万円」に改め、同表備考二中「規則第一条第一項の表備考第二号に規定する」を削り、「課長」の下に「又は担当課長」を加え、「局長」を「部長」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

決裁者	代決者		
	第一次	第二次	第三次
教育長	副教育長	主管部長	主管副部長
副教育長	主管部長	主管副部長	
部長	主管副部長	主管課長	主管課長補佐
副部長	主管課長	主管課長補佐	主管主査
課長	主管課長補佐	主管主査	
課長補佐	主管主査		
出先機関の長	主管主査		

（箕面市教育委員会電子署名規程の一部改正）

第二条　箕面市教育委員会電子署名規程（令和五年箕面市教育委員会規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号及び第八号を次のように改める。

七　課長等　箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十一年箕面市教育委員会規則第三号）第五条の規定により置かれた課長及び担当課長並びに箕面市教育委員会事務決裁規程（平成十七年箕面市教育委員会規程第二号）第二条第十号に規定する出先機関の長をいう。

八　課等　課長等が置かれている課又はこれに準ずるものをいう。

第五条第一項及び第九条中「室等の室長等」を「課等の課長等」に改める。

第十一条及び第十二条中「子ども未来創造局教育政策室長」を「学校教育部学校企画管理課長」に改める。

別表一の項及び二の項中「子ども未来創造局教育政策室長」を「学校教育部学校企画管理課長」に改め、同表三の項中「室等」を「課等」に、「子ども未来創造局教育政策室担当室長（契約）」を「学校教育部学校企画管理課担当課長又は子ども未来部子育て支援課担当課長（それぞれ契約）」に改める。

附　則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

報告第３３号

箕面市立学校施設開放事業実施要綱改正の件

箕面市立学校施設開放事業実施要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市立学校施設開放事業実施要綱（平成１３年箕面市教育委員会訓令第１４号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第二十七号

子ども未来創造局長

箕面市立学校施設開放事業実施要綱（平成十三年箕面市教育委員会訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔　印

第一条中「あたって」を「当たって」に改める。

第四条第二項中「子ども未来創造局学校施設管理室」を「学校教育部学校企画管理課」に改める。

第六条第二項中「、若しくは」を「若しくは」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

利 用 団 体 登 録 申 請 書

（宛先）箕面市教育委員会

申請者
住　所
氏　名

次のとおり利用団体としての登録（登録変更）を申請します。また、施設使用申請のため、箕面市公共施設予約システムの利用者として登録することに同意します。

（　　）学校

フ　リ　ガ　ナ		
団　　体　　名		
代　　表　　者	フリガナ	
	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号	
連　　絡　　先	フリガナ	
	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号	
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	
団　体　構　成	校区内（中学生以下：　　名、高校生以上：　　名） 校区外（中学生以下：　　名、高校生以上：　　名）	
主 な 活 動 校 区		
構　成　目　的		
主な施設使用目的		

パスワード													

※ 団体構成員名簿・会則を添付してください。
※ パスワードは公共施設予約システムの登録に必要です。（英数 8～12 文字 大文字可）

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第３４号

箕面市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する要綱廃止の件

箕面市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する要綱の廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する要綱（平成１４年箕面市教育委員会訓令第１号）を廃止したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第十八号

子ども未来創造局長

箕面市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する要綱（平成十四年箕面市教育委員会訓令第一号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

報告第３５号

箕面市教育支援センター設置要綱改正の件

箕面市教育支援センター設置要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市教育支援センター設置要綱（平成１４年箕面市教育委員会訓令第２１号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第二十五号

子ども未来創造局長

箕面市教育支援センター設置要綱（平成十四年箕面市教育委員会訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第六条第二項中「子ども未来創造局学校教育室長（以下「学校教育室長」」を「学校教育部学校教育課長（以下「学校教育課長」」に改め、同条第三項中「学校教育室長」を「学校教育課長」に改める。

第九条第二項及び第十条中「学校教育室長」を「学校教育課長」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「学校教育室長」を「学校教育課長」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第３６号

箕面市教育支援センター設置要綱改正の件

箕面市教育支援センター設置要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市教育支援センター設置要綱（平成１４年箕面市教育委員会訓令第２１号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第二十六号

子ども未来創造局長

箕面市教育支援センター設置要綱（平成十四年箕面市教育委員会訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第三条中「児童生徒指導室」を「児童生徒指導課」に改める。

第四条第二号中「児童生徒指導室長」を「児童生徒指導課長」に改める。

第七条中「児童生徒指導室の」を「児童生徒指導課の」に、「児童生徒指導室長が」を「児童生徒指導課長が」に改める。

第八条第一項中「児童生徒指導室長」を「児童生徒指導課長」に改める。

第九条第一項中「児童生徒指導室長」を「児童生徒指導課長」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一　児童生徒指導課長

二　児童生徒指導課における教育相談担当の指導主事

三　児童生徒指導課の教育相談業務に従事する者

四　その他児童生徒指導課長が必要と認める者

第十条第一項中「児童生徒指導室長」を「児童生徒指導課長」に改める。

第十一条中「児童生徒指導室長」を「児童生徒指導課長」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第３７号

箕面市教科書センター設置要綱改正の件

箕面市教科書センター設置要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市教科書センター設置要綱（平成１４年箕面市教育委員会訓令第３０号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第六十九号

学校教育部長

箕面市教科書センター設置要綱（平成十四年箕面市教育委員会訓令第三十号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月十五日

箕面市教育委員会教育長　渡　部　清　花　印

第六条第二項中「子ども未来創造局学校教育室長（以下「学校教育室長」」を「学校教育部学校教育課長（以下「学校教育課長」」に改め、同条第三項中「学校教育室長」を「学校教育課長」に改める。

第九条第二項及び第十条中「学校教育室長」を「学校教育課長」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「学校教育室長」を「学校教育課長」に改める。

附　則

この要綱は、訓令の日から施行する。

報告第３８号

箕面市子育て短期支援事業実施要綱改正の件

箕面市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市子育て短期支援事業実施要綱（平成１７年箕面市教育委員会訓令第５号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第二十九号

子ども未来創造局長

箕面市子育て短期支援事業実施要綱（平成十七年箕面市教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第二号、様式第九号及び様式第十号中

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名印　」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名　　」に改める。

（　公　　印　　省　　略　　）」

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第３９号

箕面市助産の実施に関する要綱改正の件

箕面市助産の実施に関する要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市助産の実施に関する要綱（平成１７年箕面市教育委員会訓令第１２号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第三十号

子ども未来創造局長

箕面市助産の実施に関する要綱（平成十七年箕面市教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第二号及び様式第五号中

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名印　」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名　　」に改める。

（　公　印　省　略　）

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第４０号

箕面市母子保護の実施に関する要綱改正の件

箕面市母子保護の実施に関する要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市母子保護の実施に関する要綱（平成１７年箕面市教育委員会訓令第１６号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第三十一号

子ども未来創造局長

箕面市母子保護の実施に関する要綱（平成十七年箕面市教育委員会訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第二号、様式第五号及び様式第七号中

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名印」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名

（公　印　省　略）」

に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第４１号

箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件

箕面市要保護児童対策協議会設置要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号)第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市要保護児童対策協議会設置要綱（平成１８年箕面市教育委員会訓令第３号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第五十号

子ども未来創造局長

箕面市要保護児童対策協議会設置要綱（平成十八年箕面市教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第五条及び第九条中「子ども未来創造局児童相談支援センター」を「子ども未来部子ども相談課」に改める。

別表国又は地方公共団体の項第七号中「箕面市健康福祉部」を「箕面市福祉部」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第４２号

箕面市子ども活動支援事業実施要綱改正の件

箕面市子ども活動支援事業実施要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市子ども活動支援事業実施要綱（平成１８年箕面市教育委員会訓令第１６号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第二十一号

子ども未来創造局長

箕面市子ども活動支援事業実施要綱（平成十八年箕面市教育委員会訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

第三条の表中「箕面市箕面六丁目三番一号（みのおサンプラザ一号館内）」を「箕面市箕面二丁目十二番二八号（箕面市立箕面文化・交流センター北館内）」に改める。

第五条第二号中「箕面市立箕面文化・交流センター」を「箕面市立箕面文化・交流センター北館」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第４３号

箕面市立図書館の図書等の予約及びリクエストに関する取扱要綱廃止の件

箕面市立図書館の図書等の予約及びリクエストに関する取扱要綱の廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市立図書館の図書等の予約及びリクエストに関する取扱要綱（平成１８年箕面市教育委員会訓令第１７号）を廃止したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第五十四号

子ども未来創造局長

箕面市立図書館の図書等の予約及びリクエストに関する取扱要綱（平成十八年箕面市教育委員会訓令第十七号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔　印

報告第４４号

箕面市人権教育推進会議開催要綱改正の件

箕面市人権教育推進会議開催要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市人権教育推進会議開催要綱（平成２０年箕面市教育委員会訓令第１２号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第二十号

子ども未来創造局長

箕面市人権教育推進会議開催要綱（平成二十年箕面市教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第六条中「子ども未来創造局人権施策室」を「学校教育部人権教育課」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第４５号

箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件

箕面市早期療育事業推進会議設置要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号)第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市早期療育事業推進会議設置要綱（平成２１年箕面市教育委員会訓令第２１号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第四十八号

子ども未来創造局長

箕面市早期療育事業推進会議設置要綱（平成二十一年箕面市教育委員会訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第五条第三項中「ども未来創造局担当副部長（子どもすこやか室の事務を所掌する者に限る。）」を「子ども未来部副部長」に改める。

第六条第三項中「子ども未来創造局子どもすこやか室長」を「子ども未来部子どもすこやか課長」に改め、同条第七項中「保育幼稚園総務室長」を「こども園推進課長」に改める。

第七条中「子ども未来創造局子どもすこやか室」を「子ども未来部子どもすこやか課」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

1	大阪府池田保健所地域保健課
2	大阪府箕面子ども家庭センター育成支援課
3	箕面市教育委員会事務局学校教育部人権教育課長
4	箕面市教育委員会事務局子ども未来部こども園推進課長
5	箕面市教育委員会事務局子ども未来部副部長
6	箕面市教育委員会事務局子ども未来部子どもすこやか課長

別表第２（第５条、第６条関係）

１	大阪府池田保健所地域保健課保健師
２	大阪府箕面子ども家庭センター育成支援課担当者
３	一般社団法人箕面市医師会早期療育専門医
４	箕面市教育委員会事務局学校教育部人権教育課支援教育担当者
５	箕面市教育委員会事務局子ども未来部こども園推進課支援教育担当者
６	箕面市教育委員会事務局子ども未来部こども園推進課支援保育担当者
７	箕面市教育委員会事務局子ども未来部こども園推進課保育所長の代表
８	箕面市教育委員会事務局子ども未来部こども園推進課認定こども園長の代表
９	箕面市教育委員会事務局子ども未来部こども園推進課幼稚園長の代表
１０	箕面市教育委員会事務局子ども未来部子どもすこやか課保健師
１１	箕面市教育委員会事務局子ども未来部子どもすこやか課児童発達支援センター長
１２	箕面市教育委員会事務局子ども未来部子どもすこやか課児童発達支援センター心理相談員
１３	箕面市教育委員会事務局子ども未来部子どもすこやか課児童発達支援センター理学療法士
１４	箕面市教育委員会事務局子ども未来部子どもすこやか課児童発達支援センター作業療法士
１５	箕面市教育委員会事務局子ども未来部子どもすこやか課児童発達支援センター言語聴覚士
１６	箕面市教育委員会事務局子ども未来部子どもすこやか課児童発達支援センター看護師
１７	箕面市教育委員会事務局子ども未来部子どもすこやか課児童発達支援センター保育士
１８	箕面市教育委員会事務局子ども未来部子どもすこやか課児童発達支援センター医師

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第４６号

箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程改正の件

箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程（平成２４年箕面市教育委員会訓令第１７号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第十九号

子ども未来創造局長

箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程（平成二十四年箕面市教育委員会訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第三条第三項中「、教育次長」を削り、「子ども未来創造局長及び子ども未来創造局担当部長」を「学校教育部長及び子ども未来部長」に改める。

第六条中「子ども未来創造局」を「学校教育部」に改める。

附　則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

報告第４７号

箕面市保育の利用に関する要綱改正の件

箕面市保育の利用に関する要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市保育の利用に関する要綱（平成２７年箕面市教育委員会訓令第４６号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第三十五号

子ども未来創造局長

箕面市保育の利用に関する要綱（平成二十七年箕面市教育委員会訓令第四十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

第四条第二項中「子ども未来創造局副部長又は担当副部長（いずれも保育幼稚園利用課の事務を所掌する者に限る。）」を「子ども未来部副部長」に改め、「子ども未来創造局保育幼稚園利用室長」を「子ども未来部保育幼稚園利用課長」に改める。

第五条第二項中「保育所入所内定通知書又は保育所入所保留通知書」を「入所内定通知書又は入所保留通知書」に改め、同条第五項中「保育所入所保留通知書」を「入所保留通知書」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第４８号

箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱改正の件

箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱（平成２８年箕面市教育委員会訓令第７号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第二十二号

箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱（平成二十八年箕面市教育委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

子ども未来創造局長
箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第一号中「関係課室」を「関係課」に改める。

様式第二号中

箕面市教育委員会教育長　氏　名　印　」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　名　　」に改める。

（　公　印　省　略　）」

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第４９号

箕面市定期予防接種再接種費用自己負担金助成要綱改正の件

箕面市定期予防接種再接種費用自己負担金助成要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市定期予防接種再接種費用自己負担金助成要綱（平成３０年箕面市教育委員会訓令第１２号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第三十八号

子ども未来創造局長

箕面市定期予防接種再接種費用自己負担金助成要綱（平成三十年箕面市教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第一条中「以下同じ。）」を「）又は化学療法（以下「造血細胞移植等」と総称する。）」に、「に基づく」を「第五条第一項の規定に基づく」に、「定期予防接種」を「予防接種」に改める。

第二条第一号中「法第五条第一項の規定による」を削り、「第二条第二項」を「第二条第二項各号」に、「造血細胞移植」を「造血細胞移植等」に改め、同条第二号中「造血細胞移植」を「造血細胞移植等」に、「あたる」を「当たる」に改める。

第三条第一号中「第二条の六」を「第二条の十」に、「かかる」を「係る」に改める。

第六条第二号中「造血細胞移植」を「造血細胞移植等」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第１号（第６条関係）

箕面市定期予防接種再接種費用自己負担金助成対象認定申請書
（造血細胞移植等による予防接種の再接種に係る費用助成）

年　　月　　日

（宛先）箕面市教育委員会教育長

（申請者）
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
接種対象者との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

箕面市定期予防接種再接種費用自己負担金助成要綱第６条に基づき、助成金の交付対象となるための認定を希望するため、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

接種対象者	フリガナ	
	氏　　名	
	住　　所	〒　　□上記申請者と同じ
	生年月日	年　　月　　日（満　　歳）
再度予防接種を受ける理由		造血細胞移植（骨髄移植・末梢血幹細胞移植・さい帯血移植）又は化学療法の医療行為により、過去に受けた定期予防接種で得た免疫が低下又は消滅し、再接種が必要と医師に判断されたため。
接種を受ける医療機関	名　　称	
	所 在 地	
	電話番号	

再接種を希望する予防接種	ワクチン種類	希望するものに○印を記入してください	※箕面市記入欄
	Ｂ型肝炎	1回目・2回目・3回目	可・一部可・否
	ヒブ	初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種	可・一部可・否
	小児用肺炎球菌	初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種	可・一部可・否
	五種混合　／　三種混合　※希望するものに○	1期初回（1回目・2回目・3回目）・追加接種	可・一部可・否
	二種混合	2期	可・一部可・否
	ＢＣＧ	1回	可・一部可・否
	麻しん・風しん混合（ＭＲ）	1期・2期	可・一部可・否
	水痘	1回目・2回目	可・一部可・否
	日本脳炎	1期初回（1回目・2回目）・1期追加・2期	可・一部可・否
	子宮頸がん	1回目・2回目・3回目	可・一部可・否
	不活化ポリオ	初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種	可・一部可・否
	その他（ワクチン名：　　）	（　　）（　　）（　　）（　　）	可・一部可・否
	その他（ワクチン名：　　）	（　　）（　　）（　　）（　　）	可・一部可・否

【添付書類】
□接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと判断した医師の意見書（様式第２号）
□造血細胞移植等実施以前の予防接種の履歴が確認できるもの（母子健康手帳の予防接種の記録のページ等）

【注意】
・助成の対象となる予防接種は、過去に定期予防接種として接種済の予防接種に限ります。
・助成の対象となるものは、接種対象者が 20 歳に達するまでに接種するものに限ります。ただし、一部の予防接種には年齢制限があります。
・この申請により再接種する予防接種は、任意接種となります。この申請により助成対象として認定される前に再接種した予防接種は、助成の対象になりません。

様式第２号（第６条関係）

箕面市定期予防接種再接種費用自己負担金助成対象認定に係る意見書

造血細胞移植等により、移植等前に予防接種法に基づく定期予防接種で得た免疫が低下又は消失した下記の者について、予防接種が可能な状態であると判断し、再接種が必要と認められますので意見書を提出します。なお、再接種の必要性及び副反応については十分に説明しています。

記

接種対象者	フリガナ	
	氏　　名	
	住　　所	箕面市
	生年月日	年　　月　　日（満　　歳）
接種済みの定期予防接種で得た免疫が低下又は消失した原因となった疾病名と治療内容等		（疾病の名称）
		【造血幹細胞移植】（該当するものにチェックしてください。） □　骨髄移植　□　末梢血幹細胞移植　□　さい帯血移植 【その他】　□化学療法 【移植又は治療日】　　年　　月　　日
予防接種の再接種が可能となった日		年　　月　　日

再接種が必要な予防接種	ワクチン種類	該当するものに○印を記入してください
	Ｂ型肝炎	１回目・２回目・３回目
	ヒブ	初回（１回目・２回目・３回目）・追加
	小児用肺炎球菌	初回（１回目・２回目・３回目）・追加
	五種混合　／　三種混合　※該当するものに○	１期初回（１回目・２回目・３回目）・１期追加
	二種混合	２期
	ＢＣＧ	１回
	麻しん・風しん混合（MR）	１期・２期
	水痘	１回目・２回目
	日本脳炎	１期初回（１回目・２回目）・１期追加・２期
	子宮頸がん	１回目・２回目・３回目
	不活化ポリオ	初回（１回目・２回目・３回目）・１期追加
	その他（ワクチン名：　　）	（　　）（　　）（　　）（　　）
	その他（ワクチン名：　　）	（　　）（　　）（　　）（　　）

医療機関名 医療機関所在地 電話番号	記載年月日：　　年　　月　　日 医師氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※意見書作成に係る注意事項

・意見書の発行に費用が必要な場合は、助成の対象外となり、申請者の負担となります。

・意見書の内容について、箕面市より個別に照会を行う場合がありますのでご協力願います。

・再接種する予防接種で費用助成の対象になるものは、過去に定期接種として接種済の予防接種となります。

・再接種する予防接種は、任意接種となります。健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による救済制度の対象となります。

様式第三号中

「箕面市教育委員会教育長」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名

（　公　　印　　省　　略　　）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際、現に改正前の様式第一号及び様式第二号に基づいて行われた申請については、改正後の様式第一号及び様式第二号に基づいて行われた申請とみなす。

報告第５０号

箕面市産後ケア事業実施要綱改正の件

箕面市産後ケア事業実施要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市産後ケア事業実施要綱（令和元年箕面市教育委員会訓令第１号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第三十九号

子ども未来創造局長

箕面市産後ケア事業実施要綱（令和元年箕面市教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第二号中

「箕面市教育委員会教育長　　氏　　名印」を

「箕面市教育委員会教育長　　氏　　名

（　公　　印　　省　　略　　）」

に改める。

様式第五号中「子どもすこやか室」を削る。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第５１号

箕面市学校給食献立検討委員会設置要綱改正の件

箕面市学校給食献立検討委員会設置要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市学校給食献立検討委員会設置要綱（令和２年箕面市教育委員会訓令第１８号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第二十八号

子ども未来創造局長

箕面市学校給食献立検討委員会設置要綱（令和二年箕面市教育委員会訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第三条第五号中「子ども未来創造局」を「学校教育部」に改める。

第七条中「子ども未来創造局学校給食室」を「学校教育部学校給食課」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第５２号

箕面市立図書館の電子書籍等の利用に関する要綱廃止の件

箕面市立図書館の電子書籍等の利用に関する要綱の廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市立図書館の電子書籍等の利用に関する要綱（令和３年箕面市教育委員会訓令第７号）を廃止したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第五十五号

箕面市立図書館の電子書籍等の利用に関する要綱（令和三年箕面市教育委員会訓令第七号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔　印

子ども未来創造局長

報告第５３号

箕面市保育士宿舎借上支援事業補助金交付要綱改正の件

箕面市保育士宿舎借上支援事業補助金交付要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市保育士宿舎借上支援事業補助金交付要綱（令和３年箕面市教育委員会訓令第４７号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第三十六号

子ども未来創造局長

箕面市保育士宿舎借上支援事業補助金交付要綱（令和三年箕面市教育委員会訓令第四十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第一条中「箕面市健康福祉部」を「箕面市福祉部」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第５４号

箕面市妊婦健康診査の実施等に関する要綱改正の件

箕面市妊婦健康診査の実施等に関する要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市妊婦健康診査の実施等に関する要綱（令和４年箕面市教育委員会訓令第１８号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第四十号

子ども未来創造局長

箕面市妊婦健康診査の実施等に関する要綱（令和四年箕面市教育委員会訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第二号中

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名印」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名

（　公　印　省　略　）」

に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第５５号

箕面市産婦健康診査の実施等に関する要綱改正の件

箕面市産婦健康診査の実施等に関する要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市産婦健康診査の実施等に関する要綱（令和４年箕面市教育委員会訓令第１９号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第四十一号

子ども未来創造局長

箕面市産婦健康診査の実施等に関する要綱（令和四年箕面市教育委員会訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第二号中

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名印　」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名　　」に改める。

（公　印　省　略）

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第５６号

箕面市新生児聴覚検査の実施等に関する要綱改正の件

箕面市新生児聴覚検査の実施等に関する要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市新生児聴覚検査の実施等に関する要綱（令和４年箕面市教育委員会訓令第２０号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第四十二号

子ども未来創造局長

箕面市新生児聴覚検査の実施等に関する要綱（令和四年箕面市教育委員会訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第二号中

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名印」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名

（公　印　省　略）」

に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第５７号

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱（令和４年箕面市教育委員会訓令第２４号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第二十三号

子ども未来創造局長

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱（令和四年箕面市教育委員会訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

別表中「４８８円」を「４４８円」に改める。

様式第二号、様式第四号、様式第六号及び様式第八号中

「箕面市指令　第　　号」を「第　　号」に、

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名印　」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名　　」に改める。

（　公　　印　　省　　略　　）

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第５８号

箕面山ニホンザル保護管理専門員に関する要綱廃止の件

箕面山ニホンザル保護管理専門員に関する要綱の廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面山ニホンザル保護管理専門員に関する要綱（令和４年箕面市教育委員会訓令第２７号）を廃止したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第五十三号

子ども未来創造局長

箕面山ニホンザル保護管理専門員に関する要綱（令和四年箕面市教育委員会訓令第二十七号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

報告第５９号

箕面市賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱廃止の件

箕面市賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱の廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱（令和４年箕面市教育委員会訓令第３５号）を廃止したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第三十七号

子ども未来創造局長

箕面市賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱（令和四年箕面市教育委員会訓令第三十五号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔　印

報告第６０号

箕面市支援保育・教育実施要綱改正の件

箕面市支援保育・教育実施要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市支援保育・教育実施要綱（令和５年箕面市教育委員会訓令第２１号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第三十三号

子ども未来創造局長

箕面市支援保育・教育実施要綱（令和五年箕面市教育委員会訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

第七条第二項を次のように改める。

2　協議会に会長を置き、箕面市教育委員会事務局子ども未来部（以下「子ども未来部」という。）副部長をもって充てる。

第七条第五項中「子ども未来創造局保育幼稚園総務室長」を「子ども未来部こども園推進課長」に改め、同条第八項中「子ども未来創造局保育幼稚園総務室」を「子ども未来部こども園推進課」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

市立認定こども園

歳児	支援児童の受入人数
０歳児	３人以内 （ただし、同一年齢の児童数は２人以内とする。）
１歳児	
２歳児	
３歳児	１学級３人以内
４歳児	１学級５人以内
５歳児	１学級５人以内

市立保育所

歳児	支援児童の受入人数
０歳児	３人以内 （ただし、同一年齢の児童数は２人以内とする。）
１歳児	
２歳児	
３歳児	１クラス３人以内
４歳児	１クラス４人以内
５歳児	１クラス４人以内

市立幼稚園

歳児	支援児童の受入人数
４歳児	１学級３人以内
５歳児	１学級３人以内

別表第二（第六条関係）

一	子ども未来部副部長
二	子ども未来部こども園推進課長
三	子ども未来部こども園推進課担当課長（担当課長が置かれている場合に限る。）
四	子ども未来部こども園推進課の支援保育・教育を担当する職員
五	市立幼保連携型認定こども園の園長
六	市立保育所の所長
七	市立幼稚園の園長
八	市立幼保連携型認定こども園の保育教諭
九	市立保育所の保育士
十	市立幼稚園の教諭
十一	子ども未来部子どもすこやか課児童発達支援センター長
十二	子ども未来部副部長が必要と認める職員

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第６１号

箕面市子どもセンター設置要綱改正の件

箕面市子どもセンター設置要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市子どもセンター設置要綱（令和６年箕面市教育委員会訓令第１７号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第三十二号

子ども未来創造局長

箕面市子どもセンター設置要綱（令和六年箕面市教育委員会訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

第二条第二項中「子ども未来創造局」を「子ども未来部」に改める。

第三条の見出し中「主管室」を「主管課」に改め、同条第二項中「主管室は、子ども未来創造局子育て支援室、保育幼稚園総務室、保育・幼児教育センター、保育幼稚園利用室、子どもすこやか室及び児童相談支援センター」を「主管課は、子ども未来部子育て支援課、子ども園推進課、保育・幼児教育センター、保育幼稚園利用課、子どもすこやか課及び子ども相談課」に改め、同条第三項中「子ども未来創造局子育て支援室」を「子ども未来部子育て支援課」に改める。

様式第三号及び様式第五号中

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名　印　」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名　　」に改める。

（　公　　印　　省　　略　　）」

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第６２号

箕面市立保育所、認定こども園及び幼稚園における保育室内カメラの設置、管理及び運用に関する要綱改正の件

箕面市立保育所、認定こども園及び幼稚園における保育室内カメラの設置、管理及び運用に関する要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市立保育所、認定こども園及び幼稚園における保育室内カメラの設置、管理及び運用に関する要綱（令和６年箕面市教育委員会訓令第１９号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第三十四号

子ども未来創造局長

箕面市立保育所、認定こども園及び幼稚園における保育室内カメラの設置、管理及び運用に関する要綱（令和六年箕面市教育委員会訓令第十九号）の一部を次のように改正する

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔　印

第四条第二項中「室」を「課」に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第６３号

箕面市医療的ケア児等支援連絡会議設置要綱改正の件

箕面市医療的ケア児等支援連絡会議設置要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市医療的ケア児等支援連絡会議設置要綱（令和６年箕面市教育委員会訓令第２３号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第四十九号

子ども未来創造局長

箕面市医療的ケア児等支援連絡会議設置要綱（令和六年箕面市教育委員会訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第五条中「子ども未来創造局子どもすこやか室」を「子ども未来部子どもすこやか課」に、「子ども未来創造局人権施策室」を「学校教育部人権教育課」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

１	箕面市医師会
２	大阪府池田保健所
３	大阪府立箕面支援学校
４	箕面市自立支援協議会相談支援部会の代表
５	箕面市障害児通所支援事業所連絡会の代表
６	箕面市福祉部　障害福祉課
７	箕面市福祉部　共生社会福祉課
８	箕面市教育委員会事務局学校教育部　放課後支援課
９	箕面市教育委員会事務局学校教育部　人権教育課
１０	箕面市教育委員会事務局子ども未来部　こども園推進課
１１	箕面市教育委員会事務局子ども未来部　保育幼稚園利用課
１２	箕面市教育委員会事務局子ども未来部　子どもすこやか課
１３	箕面市教育委員会事務局子ども未来部　子どもすこやか課児童発達支援センター
１４	その他教育長が必要と認める者

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第６４号

箕面市養育支援訪問事業実施要綱改正の件

箕面市養育支援訪問事業実施要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市養育支援訪問事業実施要綱（令和６年箕面市教育委員会訓令第３１号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第五十二号

子ども未来創造局長

箕面市養育支援訪問事業実施要綱（令和六年箕面市教育委員会訓令第三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

第六条第一項中「子ども未来創造局児童相談支援センター（以下「児童相談支援センター」」を「子ども未来部子ども相談課（以下「子ども相談課」」に、「児童相談支援センター長」を「子ども相談課長」に改める。

第七条第一項中「児童相談支援センター」を「子ども相談課」に改める。

様式第三号及び第五号中

「箕面市教育委員会　　「箕面市教育委員会

教育長　氏　　名印　を　教育長　氏　　名　に改める。

」　（公印省略）」

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第６５号

箕面市子育て世帯訪問支援事業実施要綱改正の件

箕面市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和６年箕面市教育委員会訓令第２４号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第五十一号

子ども未来創造局長

箕面市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和六年箕面市教育委員会訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第三号中

「箕面市教育委員会教育長　氏　名印」を

「箕面市教育委員会

教育長　氏　名

（公印省略）」

に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第６６号

箕面市乳児一般（一か月児）健康診査の実施等に関する要綱改正の件

箕面市乳児一般（一か月児）健康診査の実施等に関する要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市乳児一般（一か月児）健康診査の実施等に関する要綱（令和６年箕面市教育委員会訓令第３８号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第四十三号

子ども未来創造局長

箕面市乳児一般（一か月児）健康診査の実施等に関する要綱（令和六年箕面市教育委員会訓令第三十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第二号中

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名印」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名　　」に改める。

（公印省略）

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第６７号

箕面市見守りおむつ定期便事業実施要綱改正の件

箕面市見守りおむつ定期便事業実施要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市見守りおむつ定期便事業実施要綱（令和７年箕面市教育委員会訓令第２３号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第四十四号

子ども未来創造局長

箕面市見守りおむつ定期便事業実施要綱（令和七年箕面市教育委員会訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第二号中

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名印」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名

（　公　　印　　省　　略　　）」

に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第６８号

箕面市出産・子育て応援事業実施要綱改正の件

箕面市出産・子育て応援事業実施要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号)第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市出産・子育て応援事業実施要綱（令和７年箕面市教育委員会訓令第２６号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第四十五号

子ども未来創造局長

箕面市出産・子育て応援事業実施要綱（令和七年箕面市教育委員会訓令第二十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔 印

第四条中「主管室（以下この条において単に「主管室」」を「主管課（以下この条において単に「主管課」」に、「子ども未来創造局子どもすこやか室（以下「担当室」」を「子ども未来部子どもすこやか課（以下「担当課」」に、「主管室その他の」を「主管課その他の」に改める。

第六条第一項第二号及び第七条第一項第二号中「担当室」を「担当課」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第３号（第１０条関係）

〒郵便番号
住所

様

バーコード

箕面市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

第　　号
年　　月　　日

箕面市教育委員会教育長　氏　　名印

年　　月　　日付けで申請のあった箕面市妊婦給付認定の申請について認定しましたので、箕面市出産・子育て応援事業実施要綱第１０条の規定により通知します。
　また、箕面市妊婦支援給付金（　　回目）の支給について、下記のとおり支払いますので併せて通知します。

記

１．支払予定日　　年　　月　　日

２．支 払 金 額　　円

備考
　箕面市から転出した場合、この認定は取消となります。妊婦支援給付金（２回目）の支給を受けるための胎児の数の届出が済んでいない場合は、改めて転出先の市区町村で妊婦給付認定の申請を行ってください。

（教示）
　この認定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、箕面市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
　また、この通知書を受け取った日から６月以内に、取消訴訟（被告：箕面市、代表者：箕面市教育委員会）を提起することができます。ただし、通知の日から１年を経過すると取消訴訟を提起することはできません。

様式第七号を次のように改める。

様式第７号（第１３条関係）

〒郵便番号
住所

様

バーコード

箕面市妊婦支援給付金支払通知書

第　　号
年　　月　　日

箕面市教育委員会教育長　氏　　名印

箕面市妊婦支援給付金（　　回目）について下記のとおり支払いますので、箕面市出産・子育て応援事業実施要綱第１３条の規定により通知します。

記

１．支払予定日　　年　　月　　日

２．支 払 金 額　　円

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第６９号

箕面市ぴよぴよサポート事業（産前産後ヘルパー派遣）に関する要綱
改正の件

箕面市ぴよぴよサポート事業（産前産後ヘルパー派遣）に関する要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市ぴよぴよサポート事業（産前産後ヘルパー派遣）に関する要綱（令和７年箕面市教育委員会訓令第２９号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第四十六号

子ども未来創造局長

箕面市ぴよぴよサポート事業（産前産後ヘルパー派遣）に関する要綱（令和七年箕面市教育委員会訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第二号から様式第四号まで中

「箕面市教育委員会教育長　氏　名印　」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　名

（　公　印　省　略　）　」

に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第７０号

箕面市若者支援地域会議開催要綱改正の件

箕面市若者支援地域会議開催要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市若者支援地域会議開催要綱（令和７年箕面市教育委員会訓令第３０号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第二十四号

子ども未来創造局長

箕面市若者支援地域会議開催要綱（令和七年箕面市教育委員会訓令第三十号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

第四条第三項中「子ども未来創造局長」を「学校教育部長」に、「健康福祉部長」を「福祉部長」に改める。

第五条第一項中「子ども未来創造局青少年育成室」を「学校教育部青少年育成課」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

区分	機関等
教育関係	一　学校教育部 二　学校教育部青少年育成課 三　子ども未来部 四　箕面市立中学校 五　市内の大阪府立高等学校 六　市内の私立中学校及び私立高等学校 七　特定非営利活動法人あっとすくーる 八　株式会社トライグループ
保健福祉関係	一　福祉部 二　健康医療部 三　大阪府箕面子ども家庭センター 四　大阪府池田保健所 五　社会福祉法人箕面市社会福祉協議会
雇用関係	一　企画部 二　とよの地域若者サポートステーション 三　池田公共職業安定所
更生保護関係	一　大阪府箕面警察署
相談関係	一　人権文化部 二　特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 三　公益財団法人箕面市国際交流協会

別表第二（第三条関係）

区分	機関等
教育関係	一　学校教育部学校生活支援課
	二　学校教育部放課後支援課
	三　学校教育部学校教育課
	四　学校教育部児童生徒指導課
	五　子ども未来部子育て支援課
	六　子ども未来部子ども相談課
	七　特定非営利活動法人あっとすくーる
	八　株式会社トライグループ
保健福祉関係	一　福祉部生活福祉課
	二　福祉部障害福祉課
	三　福祉部地域包括ケア課
	四　福祉部共生社会福祉課
	五　健康医療部健康増進課
	六　社会福祉法人箕面市社会福祉協議会
雇用関係	一　企画部商工労働課
	二　とよの地域若者サポートステーション
	三　池田公共職業安定所
更生保護関係	一　学校教育部青少年指導センター
相談関係	一　人権文化部文化国際課
	二　人権文化部人権政策課
	三　特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝
	四　公益財団法人箕面市国際交流協会

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第７１号

箕面市不妊・不育治療費等助成金交付要綱改正の件

箕面市不妊・不育治療費等助成金交付要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市不妊・不育治療費等助成金交付要綱（令和７年箕面市教育委員会訓令第３７号）の一部を改正したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓令第四十七号

箕面市不妊・不育治療費等助成金交付要綱（令和七年箕面市教育委員会訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

子ども未来創造局長
箕面市教育委員会教育長　藤　迫　稔印

様式第四号中

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名印」を

「箕面市教育委員会教育長　氏　　名

（　公　　印　　省　　略　　）」

に改める。

附　則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

報告第７２号

箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱廃止の件

箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱の廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
教育委員会行政組織の再編に伴い関係規定を整備するため、箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成１７年箕面市教育委員会訓達第６号）を廃止したので、報告するものである。

箕面市教育委員会訓達第２号

子ども未来創造局長

箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成１７年箕面市教育委員会訓達第６号）は、令和８年３月３１日限り廃止する。

令和８年３月３１日

箕面市教育委員会教育長　藤　迫　　稔印

報告第７３号

令和７年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件

令和７年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件を下記のとおり報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　　清　花

記

別添２のとおり

（提案理由）
令和７年６月から１２月までの間に実施した箕面子どもステップアップ調査（箕面学力調査、学習状況・生活状況調査）の結果について報告するものである。

議案第４７号

箕面市奨学生選考委員会委員任命の件

箕面市奨学生選考委員会委員を下記のとおり任命するものとする。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
箕面市奨学生選考委員会委員の任期が令和８年４月３０日をもって満了することに伴い、新たな委員を任命する必要が生じたため、箕面市奨学資金基金条例（平成２１年箕面市条例第１０号）第２条の２第３項及び同条第４項の規定により提案するものである。

【別記】

箕面市奨学生選考委員会委員

氏　　名	中　西　智　子
住　　所	
生年月日	
選出区分	市議会議員
任　　期	令和８年５月１日から令和１０年４月３０日まで

氏　　名	福　原　輝　幸
住　　所	
生年月日	
選出区分	学識経験者
任　　期	令和８年５月１日から令和１０年４月３０日まで

氏　　名	岩　﨑　昭　司
住　　所	
生年月日	
選出区分	民生委員
任　　期	令和８年５月１日から令和１０年４月３０日まで

氏　　名	開　　聡　子
住　　所	
生年月日	
選出区分	中学校長（箕面市立第五中学校）
任　　期	令和８年５月１日から令和１０年４月３０日まで

氏　　名	金　城　　忠
住　　所	
生年月日	
選出区分	教育委員会事務局職員
任　　期	令和８年５月１日から令和１０年４月３０日まで

報告第７４号

箕面市教育委員会人事発令の件

箕面市教育委員会の人事発令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
箕面市教育委員会において令和８年３月２５日、同月２９日、同月３１日、同年４月１日付けで行った人事発令について報告するものである。

個人情報保護およびプライバシーへの配慮のため、別記はホームページに掲載していません。

報告第７５号

箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員任命の件

箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）
任期満了に伴い、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和元年箕面市条例第２９号）第４条及び箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則（令和元年箕面市教育委員会規則第８号）第２条の規定に基づき、箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員を任命したので、報告するものである。

【別紙】
箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員

任命した委員
氏　　名　　岡　本　　陽　子
選出区分　　箕面市立小学校の代表者（箕面市立北小学校校長）
住　　所
生年月日
任　　期　　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

氏　　名　　開　　聡　子
選出区分　　箕面市立中学校の代表者（箕面市立第五中学校校長）
住　　所
生年月日
任　　期　　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

氏　　名　　内　藤　　景　治
選出区分　　箕面補導地区少年補導協助員の代表者
住　　所
生年月日
任　　期　　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

氏　　名　　山　田　　郁　江
選出区分　　箕面市民生委員児童委員協議会の代表者
住　　所
生年月日
任　　期　　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

氏　　名　　渡　邊　　由　美
選出区分　　箕面市地区人権擁護委員の代表者
住　　所
生年月日
任　　期　　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

氏　　名　　加　藤　　振 一 良
選出区分　　箕面市ＰＴＡ連絡協議会の代表者
住　　所
生年月日
任　　期　　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

氏　　名　　古　賀　　俊　行
選出区分　　大阪法務局人権擁護部の代表者
住　　所
生年月日
任　　期　　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

氏　　名　　植　田　　理　恵
選出区分　　大阪府箕面子ども家庭センターの代表者
住　　所
生年月日
任　　期　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

氏　　名　　尾　添　　匡　宏
選出区分　　大阪府箕面警察署の代表者
住　　所
生年月日
任　　期　　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

報告第７６号

箕面市立幼保連携型認定こども園の学校歯科医委嘱の件

令和８年２月９日議決を経た「議案第２１号　箕面市立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件」の変更について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）
令和８年４月１日付けをもって委嘱する箕面市立幼保連携型認定こども園の学校歯科医を変更の上委嘱したので、報告するものである。

個人情報保護およびプライバシーへの配慮のため、別記はホームページに掲載していません。

報告第７７号

保育・幼児教育サポーター任命の件

保育・幼児教育サポーターの任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）４月３０日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
任期満了に伴い、箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー等設置要綱（令和４年箕面市教育委員会訓令第２３号）第１条第２項に規定する保育・幼児教育サポーターを新たに任命したので、報告するものである。

個人情報保護およびプライバシーへの配慮のため、別記はホームページに掲載していません。

報告第７８号

箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

（提案理由）

去る令和８年３月１２日に開催された令和８年第３回箕面市教育委員会定例会会議録及び去る令和８年３月２７日に開催された令和８年第１回箕面市教育委員会臨時会会議禄を作成したので、箕面市教育委員会会議規則（昭和３１年箕面市教育委員会規則第１号）第５条第２項の規定に基づき報告するものである。

令　和　８　年　第　３　回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令　和　８　年　第　３　回
箕面市教育委員会定例会会議録

１．日　　時　　令和８年３月１２日（木）　午後１時

１．場　　所　　箕面市役所　本館２階特別会議室

１．出 席 者

教育長		藤迫　稔君
委員		
教育長職務代理者		高橋太朗君
委員		酒井康生君
委員		飯田ひとみ君
委員		荒木友博君
委員		桑野啓子君

１．付議案件説明者

子ども未来創造局 局長	藪本正博君
子ども未来創造局 担当部長	今中美穂君
子ども未来創造局 担当部長	浅井文彦君
子ども未来創造局 副部長	三島新平君
子ども未来創造局 学校教育監	髙取貞光君
子ども未来創造局 担当副部長	濵口　悟君
子ども未来創造局 担当副部長	山田睦美君
子ども未来創造局 担当副部長	山根貴之君
子ども未来創造局 担当副部長	遠近高明君
教育政策室長	渡邊　弘君
教職員人事室長	北川雅崇君

学校教育室長	新井邦子君
児童生徒指導室長	赤城龍一君
児童生徒指導室担当室長	野村健一郎君
青少年育成室長	今峰秀樹君
保育幼稚園総務室長	長與恵美君
保育幼稚園利用室長	森川祥充君
子どもすこやか室長	川口敦子君

１．出席事務局職員

教育政策室長補佐	伊東真志君
教育政策室	黒川亜美君

１．議事日程

日程第　１　会議録署名委員の指定
日程第　２　教育長報告
日程第　３　箕面市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定の件
日程第　４　箕面市立保育所条例施行規則改正の件
日程第　５　箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件
日程第　６　箕面市保育料に関する規則改正の件
日程第　７　箕面市就学援助費給付要綱改正の件
日程第　８　箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件
日程第　９　箕面市ゲストティーチャーの登録及び派遣に関する要綱廃止の件
日程第１０　箕面市学校協議会の設置に関する要綱改正の件
日程第１１　みのお地域クラブ参加促進補助金交付要綱制定の件
日程第１２　箕面市立保育所における保育の実施に伴う給食の提供及び給食料の徴収に関する要綱改正の件
日程第１３　箕面市立幼保連携型認定こども園の給食費取扱要綱改正の件
日程第１４　箕面市難聴児教室実施要綱廃止の件
日程第１５　箕面市母子保健事業等実施要綱改正の件
日程第１６　社会教育機関に関する事務に係る関係規則制定の件に係る意見の件
日程第１７　箕面市教育委員会の所管に係る令和７年度箕面市一般会計補正予算（第７号）の件
日程第１８　箕面市教育委員会審理員及び審理補助員任命の件
日程第１９　箕面市教育委員会人事発令の件
日程第２０　箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
日程第２１　箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
日程第２２　箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件
日程第２３　生徒指導の件

（午後１時開会）

◯教育長（藤迫稔君）　：　ただ今から、令和８年第３回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

◯教育長（藤迫稔君）　：　ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、酒井委員を指定いたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第2「教育長報告」を行います。議案書5ページからですが、まずこの間の新聞報道について2点お話しさせていただきます。1点は、「教員の人材不足」ということで、全国的にかなりの教員不足になっているということで担任が不在という状況が多々あるという取材でした。ちなみに教育委員さんには、既にご報告させていただきましたが、箕面の状態はどうなのかということを改めて報告しますと､府費教職員の状況については、小学校、中学校ともに欠員はございません。ただ、育児休業代替講師、育児短時間勤務の非常勤講師について、小中で1、2名。市費の授業支援員で、中学校で1名ほどの欠員が出ており、まだ整っておりませんので、現在募集中ですので､お知り合いでおられたらご紹介していただけたらと思います。もう1点は、昨日が公立高校の一般入学者選抜であったんですけども、詳細については聞いておりませんので、皆さんに共有できることがあれば、また後日共有したいと思います。それに触れまして、高校の無償化などに関して、やはり欠員割れ定員割れの高校がかなり増えてるということは深刻な課題なのかなと思っています。これも報告しましたとおり、2028年の春の入試から府立高校が入学者選抜制度の新しい改善方針を出しまして、例えば学校特色枠の設定ですとか、特別選抜と一般選抜と日程が分かれてたのを一本にするというようないろいろな工夫をされております。これは2028年の春の入試からなので、まだもう少し先ですけれども、そうこうしている間に、大阪教育大学が新たな中高一貫校設立も視野に入れて具体的に検討に入ったという報道がありました。私のイメージでは、府立高校の改革というのはもう手の届く先で進められているのですけれども、おそらくその先には、中高一貫校という流れが出てくるのではないかなと感じており、しっかりアンテナを立てながら、どういうことになるかというのを見ていきたいなと思っています。それでは議案書に戻ります。まず1点目の教育委員会委員関係ですが、2月21日に箕面市青少年健全育成市民大会、皆さん出席いただきました。ありがとうございます。教育長関係ですが、現在令和8年第1回の箕面市議会が開催されております。3月4日、5日は市長の施政方針に対する代表質問、3月9日は文教常任委員会ということで、ここにも記載ありますように多岐にわたっていろいろな質疑応答をいたしました。委員会では予算も可決していただきましたので、本会議の最終決定を待ちたいと思ってます。2月25日は大阪府豊能地区教職員人事協議会会議がありました。この中では令和9年度の教員採用選考テストの実施についてということが議論されましたが、来年度の募集も大きくは変わりはありません。2次選考の筆答試験についても大阪府と同一内容同一日程で行うということ。1点変わったのは、2

次選考で模擬対応というものがありましたが、模擬対応を廃止して、個人の資質を面接で見極めようということで個人面接時間を増やし、今まで15分であったものを20分に変えたと、そのようなところは少し変わったところかなと思います。それから行事報告については先ほどありました箕面市青少年健全育成市民大会に、370人ほどのかたに来場いただきまして、もみじ顕彰を11件ささゆり褒賞を59件表彰させていただきました。以上、教育長報告とさせていただきます。

◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第21報告第10号箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件、日程第22議案第42号、箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件、日程第23報告第11号生徒指導の件は人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項規定により非公開とし、当案件を審議したいと思いますがいかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　まず、日程第3、議案第27号「箕面市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教職員人事室長に求めます。

◯子ども未来創造局教職員人事室長　：　本件は、教職員の業務量が増加し、長時間労働や心身の健康への影響が社会的な課題となっている現状を踏まえ、国や府の方針を踏まえつつ、本市の実情に即した業務管理及び健康確保、そして教育職員のウェルビーイングの向上に向けた実施計画を作成したものです。本市における現状、実施期間、目標、業務量管理健康確保措置の内容などの取組を体系的に示し、時間外在校等時間の縮減を目指すとともに、定期的な健康診断やストレスチェックを通じて、心身の不調を早期発見対応することで、教職員が健康で意欲的に働けるよう、結果として、教育の質の向上につなげる観点から計画を策定するものです。

◯教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　3月10日の日本経済新聞ですが、働き方改革の観点でいくつか具体的に書いてあります。業務で押印が必要な書類があると答えた学校が91%、日常の業務にファックスを使用している学校は72%。給食費などの学校徴収金を現金のみで集金する学校は1割以上。職場会議にオンラインでも参加できるハイブリッド化を全くしていない学校は89%。学校説明会や保護者面談のオンライン実施は73%が全くやっていない。プールや体育館の管理業務を外部委託しているのは26.6%にとどまっている。保護者からの不当な要求な

どに対し、学校外の相談窓口や弁護士を活用する体制を整備しているのは45.7%。これらのことも踏まえて、この計画を実効性のある計画にしていきたいと思いますので、ぜひまたご意見いただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第27号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第4、議案第28号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長　：　本件は、箕面市立保育所の延長保育料を変更するため、一部改正を提案するものです。具体的な内容としましては、本来ならば延長保育料金を徴収すべき時間帯について、現在無料としている時間帯が一部ございますため、延長保育の適正化を図り、利用実態に応じた負担となるよう変更するものです。また、国による情報システムの標準化に伴いまして、延長保育料の多子減免のカウント方法を、国の基準に合わせて変更するものです。

○教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　行政全体で見たら、利益を受けた人間が応分の負担をするというのは当たり前のことなので、今までいろいろな事情があって無料にしていたのですが、無料にすることによって、いろいろな課題が出てくるということにも繋がっていますので、それは本来取るべき姿、受益を受けたものがそれなりの応分の負担をするということですので、ご理解いただきたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第28号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第5、議案第29号「箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長　：　本件は、箕面市立幼保連携型認定こども園の預かり保育料及び延長保育料を変更するため、一部改正を提案するものでございます。具体的な内容でございますが、まず預かり保育料について、

令和８年度から２号認定子どもの副食費を改定することに伴いまして、給食費を含む預かり保育料を変更するものでございます。また、先ほど保育所条例施行規則で説明した内容と同じになりますが、本来ならば延長保育料を徴収すべき時間帯について、現在無料としている時間帯が一部あるため、延長保育の適正化を図り、利用実態に応じた負担となるよう変更するものです。また同様に国による情報システムの標準化に伴い、延長保育料の多子減免のカウント方法を国の基準に合わせて変更するものでございます。

○教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第29号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第6、議案第30号「箕面市保育料に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　本件は、第２子を半額、第３子以降を無料とする保育料算定における兄弟の数え方について、令和８年１月のシステム標準化により、市独自の基準に対応できなくなったため、国の基準に合わせるよう保育料に関する規則の一部を改正するものでございます。今回の改正によりまして一部の方が減免対象とはならなくなりますが、負担の増加分と同額の補助金を交付することにより、負担増にならないようにいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第30号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第7、議案第31号「箕面市就学援助費給付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長　：　本件は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく情報システムの標準化共通化への対応により就学援助制度の認定基準の見直しのため、箕面市就学援助費給付要綱の一部改正をご提案するものです。主な内容につきましては、学校給食に要する経費の給付に関し、箕面市就学援助費給付要綱第３条第２項ただし書きにより、当該経費を給付対象とする認定区分を生活保護基準から測定する需要額に、1.0を乗じた金額以内

とする旨を規定していましたが、これを削除し、所得基準の乗数を 1.2 のみに一本化するものでございます。

◯教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第 31 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

◯教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第 8、議案第 32 号「箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局青少年育成室長に求めます。

◯子ども未来創造局青少年育成室長　：　本件は、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの団体利用に係る交付金の交付対象を拡充し、更なる同センターの利用促進と青少年健全育成事業の推進を図るため、要綱の一部改正を提案するものです。46 ページに別表がございまして、そちらに関して説明させていただきますと、中段の貸出備品に係る使用料金をご確認ください。貸し出し備品の寝袋・マットに追加して、調理器具セット、6、7 人程度のグループで利用いただくセットですが、その分を交付するものになります。これを受けて、改正文及び、別途様式等の文言等を整理させていただきます。

◯教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　担当室の室長として今の指定管理者になって以降の感想もしくは課題など、今どういう状況になっているかご説明いただきたい。

◯子ども未来創造局青少年育成室長　：　今の現状ですが、令和 7 年 4 月から令和 8 年 1 月まで実績を前年の同期間と比較すると、利用者数が令和 6 年度の 6,391 人から令和 7 年度は 10,386 人となり、約 63%の増加となっています。公募提案時の利用人数は、9,200 人であり、すでに目標を上回っているという状況です。年間収支額についても、順調に推移しております。ユースサービス大阪に変わりまして、団体利用の際、野外活動の指導をできる団体のため、うまく進んでいると考えています。ただ、課題としてはまだやはり修繕について、きれいになった部分と残っている部分がありますので、現在、年間で生じた利益の 7 割程度、次の年度の予算で修繕していただけるという特別提案をもらっていまして、その提案に基づいて細かいところですが、トイレの整備等、設置していただいているところです。築 40 年以上経ちますので施設の老朽化が課題として残っていると考えています。

◯教育長（藤迫稔君）　：　利用者の要望として、私も何点か聞いており、難しいですと返してはいますが、せっかくなので共有しておきます。1 点は、シャワ

ーだけではなく、お風呂も欲しいという。なかなか難しいとは言っていますが。もう1点は1番人気のあるコテージ。中にトイレがないと夜中に小さい子どもを連れて、真っ暗の中トイレに行くというのが予約を躊躇する理由ということを聞いて、それもわかっていますとは答えていますけれども、一応本日共有しておきます。総じて、今の報告で言うと、しっかり専門的な指定管理者がついて、うまく我々の施設の目的に向かってやってくれているということですので、どこかで改善するチャンスがあれば改善したいなと考えております。

○教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第32号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第9、議案第33号「箕面市ゲストティーチャーの登録及び派遣に関する要綱廃止の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育室長　：　本件は、登録情報制度が形骸化している現状に鑑み、箕面市ゲストティーチャーの登録及び派遣に関する要綱の廃止を提案するものです。内容としましては、本要綱を廃止し、今後は地域学校協働本部や学校支援地域ネットワーク事業等の既存組織へ機能を移管し、外部資源活用の最適化と効率化を図るものです。

○教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第33号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第10、議案第34号「箕面市学校協議会の設置に関する要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育室長　：　本件は、要綱中の文言及び様式を一部修正するため、箕面市学校協議会の設置に関する要綱などの一部改正を提案するものです。内容としましては、箕面市立学校管理運営規則に基づき、「及び幼稚園」を「並びに幼稚園及び認定子ども園」などに改めるとともに、様式については、押印を省略するものです。

○教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第34号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

◯教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第11、議案第35号「みのお地域クラブ参加促進補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室担当室長に求めます。

◯子ども未来創造局児童生徒担当室長　：　本件は、令和9年度中の部活動終了までにみのお地域クラブ活動の拡充、参加促進を目的として、令和8年度中にみのお地域クラブに参加する市立中学校在籍の生徒の保護者に対して、みのお地域クラブに支払う会費の補助に必要な事項を定めるため、みのお地域クラブ参加促進補助金交付に関する要綱の制定を提案するものです。

◯教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　こちらも先ほどの文教常任委員会でもかなり議論されましたし、教育委員会の中でも協議会でいろいろ議論をいただきました。今の段階では思っていた以上に受け皿になる団体に来てもらっていますが、地域的な隔たりであったり、さらに競技によって違うということがありますので、今後も引き続いて募集を行う必要があると思うのですが、各委員さんからのご意見をいただき、やはり我々としては、部活動の代わりとは言いませんが、子どもたちが中学校の部活動の場がなくなって、新たに登場する社会教育化した運動や文化にできるだけ多くの人に参加をいただき、多くの受け皿になる団体になると、手を挙げていただかないといけないですが、基本的な考え方の部分が揺らぐのは良くなくて、困っているから手を挙げたところは全部よいというのではなく、そこは行政として関与していく部分は関与し、調整する。保護者の補助金についても、できるだけその保護者のかたの負担にならないような、当然我々の事務の煩雑や予算の話もありますけども、一番は補助金を受ける方のお立場になって考えてほしいという意見もありましたので、これからまたいろいな問題が出てくるとは思いますけれども、これらのことも含めて、しっかり対応していくように、またご意見いただけたらなと思います。

◯委員（酒井康生君）　：　この補助金に関してもそうなんですけども、参加のハードルを下げるというところがすごく大事だと思っていまして、結局参加のハードルが最初上がってしまうと、みんな参加しなくなり、参加しない人の方が多くなると、今の部活動のような、中学校のときに学ぶべきことや学べることが全くなくなってしまうと思います。地域クラブに一定程度委ねて運営が進む中で、見えない調整に依存するようになると、参加のハードルが徐々に上がってしまうと思います。そのため、学校施設の利用などの特権を上手に教育委員会や箕面市のほうから地域クラブに働きかけて、いろいろな人が参加しやすくなるような仕組みを作っていくことは今後課題だと思っていますので、継続的

に検討していただければと思います。

◯委員（飯田ひとみ君）　：　みのお地域クラブについて、部活動がなくなるというところをお伝えせずにスタートを切ってるというところで、今からどういう形で保護者様、生徒に説明をするかっていうところが一番大事な肝になると思います。私たちでいろいろ意見を出しながら作ったこの地域クラブの仕立てというのを分かりやすく、これは生涯学習のスタートであり、中学校だけの3年で終わるわけではなく、高校、大学、生涯を通して行っていただきたいというような、スタートであるというところをお伝えするきめ細やかな説明だけよろしくお願いいたします。

◯委員（桑野啓子君）　：　学校部活動は週に1回は部活休みの日を設けていますが、週に4回活動しなければならないということで、これまで部活動に入っていない子たちも、実はパーセンテージとしては結構あると認識しています。そういう意味では、切り替わっていく中で、表を見せていただくと、週2回であるとか、回数的に「やってみようか」という子どももいるのではないかなっていう想像もしています。そのため、各家庭の子どもたちにとっても説明はもちろんなんですけど、子どもたちが部活動の縛りから解放され、そして地域で自分の好きなことを好きな回数を選んで、保護者さんにお金を出していただいたり補助金をいただいたりすることによって、飯田委員さんも仰いましたが、長く学校教育活動と両立させて、地域で楽しむということを担っていただくということが期待でもあります。そういう意味でも、市が認定をされて、地域クラブが60以上集まっているということなので、その入口だけではなくて、進捗状況や子どもたちの様子であるとか、そういったことも、適宜チェックしていただきながら、それなら自分も行きたいなというような、それから初めて中学校の部活動がなくなって初めて地域の活動に参加するという、5年生6年生の子たちが何か楽しみを見いだすというようなプラス面も想像しますと、入口だけではなく、継続的に見ていっていただくということが長く続けるための重要なことかなと考えていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

◯委員（高橋太朗君）　：　この短い時間の間に広く、多くの地域クラブを集めていただいたことにまず感謝したいと思います。大変ありがとうございます。また、配布いただいてる地域クラブ一覧を見ていると、すごく広いというか、サッカーや野球のようなメジャーなスポーツから着付けや健康麻雀とか、そういう広い文化的なものまで含まれて、今までなかったような取組ができるというのがやはり部活動ではなくて、この地域クラブだからできることということですごくポジティブに捉えております。大変ありがたく思っております。来年度はまだ中学校の部活動を継続しながら、並行してこの地域クラブを動かしていくという形になりますので、ぜひ来年度はこの補助金を使っていただいて、多くのかたにご参加いただき、翌年度に弾みがつく1年にしていただけたらと思

っております。よろしくお願いします。
◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第35号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
◯教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第12、議案第36号「箕面市立保育所における保育の実施に伴う給食の提供及び給食料の徴収に関する要綱改正の件」、日程第13、議案第37号「箕面市立幼保連携型認定こども園の給食費取扱要綱改正の件」は関連案件ですので一括で審議することといたしてよろしいか。
（“異議なし”の声あり）
◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、一括で審議することといたします。
◯教育長（藤迫稔君）　：　議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。
◯子ども未来創造局保育幼稚園総務室長　：　本件は、市立保育所及び認定こども園の副食費を国の基準額の改定に伴い変更するため、一部改正をご提案するものでございます。具体的な内容としましては、1人当たりの月額給食費における副食費を2号認定子どもにおいて4,800円から4,900円に改定するものでございます。なお、認定こども園における1号認定子どもの給食費は、2号認定子どもの金額をもとに算出した結果、端数調整により現行額のまま据え置きます。
◯教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。
◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第36号及び議案第37号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
◯教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第14、議案第38号「箕面市難聴児教室実施要綱廃止の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。
◯子ども未来創造局子どもすこやか室長　：　本件は、令和4年度以降難聴児教室の利用希望者がいないこと、また難聴児が聴能訓練等の療育を受けられる障害児通所支援事業所が大阪市や摂津市などの近隣市にできており、より専門的な聴能訓練等の療育を受けられることから、当教室を廃止し、箕面市難聴児教室実施要綱の廃止をご提案するものです。児童発達支援センターに難聴児の療育に関する相談が寄せられた場合、生野聴覚支援学校、障害児通所支援事業所等

の社会資源を紹介いたします。また、市外事業所等に通うことができないなどの事情がある場合、児童発達支援センター診療所において、言語聴覚士ができる範囲の聴能訓練を提供いたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

◯委員（高橋太朗君）　：　1つ質問なのですが、令和4年度以降、希望者がいないというのは、単純に箕面市からそういうかたがいなくなったからということなのか、コロナ禍もありましたし、そういった理由もあって箕面市ではなく、先ほど仰ったように、近隣の大阪市や摂津市に通われるようになって、箕面市の利用がなくなったのか、そういったところをもう少し教えてもらえますか。

◯子ども未来創造局子どもすこやか室長　：　令和3年度までは1年当たり3名から5名程度の利用者がいらっしゃったんですが、令和4年度以降はいらっしゃらなくなりました。令和7年12月の通所支援事業所に通っておられるかたの実績としては13名いらっしゃって、そのかたが近隣の難聴児を対象とした事業所に通っておられる現状を把握しております。

◯委員（飯田ひとみ君）　：　1点お伺いします。大阪市など少し遠くまで行かれる場合、補助はあるのでしょうか。

◯子ども未来創造局子どもすこやか室長　：　交通費については、補助はありません。対象者のかたによっては障害者手帳をお持ちの場合は交通費が減免になる場合があります。

◯委員（飯田ひとみ君）　：　こういう使い方をすればできるだけ負担が少ないというようなご説明まで箕面市としてはするということですか。

◯子ども未来創造局子どもすこやか室長　：　手帳をお持ちの方は受けられるサービスを手帳交付のときにもご説明をしていると思います。

◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第38号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

◯教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第15、議案第39号「箕面市母子保健事業等実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

◯子ども未来創造局子どもすこやか室長　：　本件は、同要綱制定以前の受診票を配布した対象者が、健診対象年齢である満1歳を超過したことで該当者なしとなったことから、本健診を廃止するため、その他所要の改正と併せて箕面市母子保健事業等実施要綱の改正をご提案するものです。

◯教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第39号を採決いたします。本件を原案

どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

◯教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第16、議案第40号「社会教育機関に関する事務に係る関係規則制定の件に係る意見の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

◯子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、令和8年4月1日から、萱野三平記念館郷土資料館箕面文化・交流センター、生涯学習センター、総合運動場図書館等の社会教育機関に関する事務を市長部局へ移管することに伴い、社会教育機関に関する事務に係る関係規則の制定について、令和8年3月5日付けで箕面市長から意見の提出の依頼があったため、提案するものです。その内容といたしましては、議案書73ページに記載のとおり、箕面市立萱野三平記念館条例施行規則他10の規則について、議案書74ページから議案書205ページのとおり、箕面市長が制定することに異議がない旨の意見とするものです。

◯教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第40号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

◯教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第17、報告第7号「箕面市教育委員会の所管に係る令和7年度箕面市一般会計補正予算（第7号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

◯子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、令和7年度当初予算編成以降の事務の変更などに伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和7年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたため、教育長が臨時に代理しましたのでご報告するものです。まず、学校教育につきましては、議案書207ページからです。歳入では10億8,148万3千円。歳出では6億2,125万5千円の減額を計上しておりますが、いずれも主な減額理由は、第六中学校長寿命化改修事業が来年度に繰り越されることによるものです。なお、その他の増減理由としましては、歳入では国庫負担金などの確定やその他の要因による増減、歳出では、基金積立金の確定やその他事業費の見直しなどによる増減が挙げられます。また継続費補正として、令和8年度も改修事業を継続するため、箕面小学校長寿命化改修事業及び第六中学校長寿命化改修事業の補正を行っております。繰越明許費補正としましては、事業の完了が翌年度となることから、箕面

学力体力生活状況システム管理事業、小学校及び中学校の施設維持管理事業の必要経費を翌年度に繰り越す補正を行っています。さらに、地方債補正としましては、中学校長寿命化改修事業及び野外活動センター改修事業の補正をそれぞれ計上しています。次に、子育て関係については、議案書209ページからです。歳入では1億8,966万4千円の減額を、歳出では2億5,883万7千円の減額を計上していますが、いずれも主な減額理由は、令和7年度における児童手当給付実績を精査した結果によるものです。なお、その他の増減理由としては、歳入では国庫支出金の確定やその他収入の増減、歳出では事業費の見直しや基金積立金の確定などによる増減が見られます。最後に、生涯学習関係につきましては、議案書210ページからです。歳入では雑入及び国庫補助金、市債の確定による減額などによりまして、2,737万8千円の減額を計上しています。歳出では、償還金や委託料の減額などその他事業費の見直しなどによる増減により、5,936万1千円の減額を計上しています。また、繰越明許費補正としまして、文化財保護活用事業臨時及び生涯学習センター管理運営事業臨時の必要経費を翌年度に繰り越す補正を行っています。地方債補正として生涯学習センター改修事業総合運動場施設改修事業及び西南図書館改修事業の補正をそれぞれ計上しています。

◯教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、報告第7号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

◯教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第18、議案第41号「箕面市教育委員会審理員及び審理補助員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

◯子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、審査請求の審議において必要と認められる教育長が審査庁の場合における審理員及び教育委員会が審査庁の場合における審議補助員について、令和8年3月31日に任期を満了することから、引き続き任命することを提案するものです。

◯教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第41号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

◯教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第19、報告第8号「箕面市教育委員会人事

発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

◯子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、人事発令を行う必要が生じましたため、教育長が臨時に代理しましたのでご報告するものです。その内容といたしましては、分限休職の発令について、かねてから病気療養中の職員に対し、さらに療養が必要であるとの診断書が提出されたことに伴い、令和8年2月4日付けで1件、同月24日付けで1件、同月25日付けで1件、同月28日付けで1件、同年3月1日付けで3件、同月3日付けで1件、復職の発令について令和8年2月16日付けで1件行ったものです。

◯教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、報告第8号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

◯教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第20、報告第9号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

◯子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、令和8年2月9日に開催された令和8年第2回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により提案するものです。ご承認くださるようお願いいたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、報告第9号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

◯教育長（藤迫稔君）　：　各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等はありますでしょうか。

◯教育長（藤迫稔君）　：　他に事務局から「その他、教育行政に係る報告等」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

◯教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第21、報告第10号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に関係する事務局以外の事務局職員の退席）
（報告第10号、議案第42号、報告第11号に係る審議）

◯教育長（藤迫稔君）　：　以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案 16 件、報告 5 件は、全て議了いたしました。
◯教育長（藤迫稔君）　：　これをもちまして、令和 8 年第 3 回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後 2 時 4 分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長　（本人自署）

委員　　（本人自署）

令　和　８　年　第　１　回
箕面市教育委員会臨時会会議録

箕面市教育委員会

令 和 ８ 年 第 １ 回
箕面市教育委員会臨時会会議録

１．日　　時　　令和８年３月２７日（金）　午前１０時４５分

１．場　　所　　箕面市役所　本館２階特別会議室

１．出 席 者

教育長	藤迫　稔君
代表教育委員 教育長職務代理者	高橋太朗君
委員	酒井康生君
委員	飯田ひとみ君
委員	荒木友博君
委員	桑野啓子君

１．付議案件説明者

教育次長	久下和宏君
子ども未来創造局長	藪本正博君
子ども未来創造局 副部長	三島新平君
子ども未来創造局 学校教育監	高取貞光君
教育政策室長	渡邊　弘君
教職員人事室長	北川雅崇君

１．出席事務局職員

教育政策室	黒川亜美君

１．議事日程

日程第　１　会議録署名委員の指定
日程第　２　箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
日程第　３　箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件

（午前 10 時 45 分開会）

◯教育長（藤迫稔君）　：　ただ今から、令和 8 年第 1 回箕面市教育委員会臨時会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

◯教育長（藤迫稔君）　：　ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。
◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、飯田委員を指定いたします。
◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第 2、報告第 12 号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」及び、日程第 3、議案第 43 号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

◯教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。
◯教育長（藤迫稔君）　：　それでは、日程第 2、報告第 12 号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」を議題といたします。
◯教育長（藤迫稔君）　：　冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に関係する事務局以外の事務局職員の退席）
（報告第12号、議案第43号に係る審議）

◯教育長（藤迫稔君）　：　以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案 1 件、報告 1 件は、全て議了いたしました。
◯教育長（藤迫稔君）　：　これをもちまして、令和 8 年第 1 回箕面市教育委員会

臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 56 分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長　（本人自署）

委員　　（本人自署）